

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

## 1 日 時

令和4年3月18日（金） 午前10時00分から  
午後 3時35分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、今吉次郎、御手洗吉生、馬場林、平岩純子、戸高賢史、末宗秀雄、  
小川克己

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

駕海豊、小嶋秀行、吉村哲彦、猿渡久子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 磯田健、  
病院局長 井上敏郎 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第4号議案、第13号議案及び第22号議案から第29号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願14については、採択とすべきものと全会一致をもって決定し、請願15については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。

(2) 第17号議案及び第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。

(3) 陳情37、38について質疑を行った。

(4) 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の決定について、大分県地震・津波防災アクションプランの中間見直しについて、新型コロナウイルス感染症について及び大分県循環器病対策推進計画についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
政策調査課調査広報班	主任	佐藤千種

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和4年3月18日（金）10：00～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 生活環境部関係

10：00～12：00

- (1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）
  - 第17号議案 大分県個人情報保護条例等の一部改正について
  - 第21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
  - 第1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
  - 第27号議案 大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について
  - 第28号議案 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について
- (3) 付託外案件の審査
  - 陳情38 大分県人権尊重社会づくり推進条例改正案の不採択を求めることについて
- (4) 諸般の報告
  - ①第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について
  - ②大分県地震・津波防災アクションプランの中間見直しについて
  - ③大分県気候変動適応センターの活動報告について
  - ④日本ジオパーク再認定審査結果について
- (5) その他

## 3 病院局関係

13：00～13：30

- (1) 付託案件の審査
  - 第13号議案 令和4年度大分県病院事業会計予算
  - 第29号議案 権利の放棄について
- (2) その他

## 4 福祉保健部関係

13：30～16：00

- (1) 付託案件の審査
  - 第1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
  - 第3号議案 令和4年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
  - 第4号議案 令和4年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
  - 第22号議案 大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について  
（土木建築委員会及び文教警察委員会へ合い議）
  - 第23号議案 大分県医師研修資金貸与条例の一部改正について

第24号議案 大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正について

第25号議案 大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の廃止について

第26号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

請願14 子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについて

請願15 2022年度年金支給額引き下げ中止を求める意見書の提出について

(3) 付託外案件の審査

陳情37 コロナ感染拡大防止策について

(4) 諸般の報告

①新型コロナウイルス感染症について

②大分県循環器病対策推進計画について

③介護事業者認証評価制度の創設について

④「健康寿命日本一」への取り組みについて

⑤ヤングケアラーに関する実態調査について

(5) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、御手洗委員は遅れて出席します。

また、本日は委員外議員として鴛海議員、小嶋議員、猿渡議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了解願います。

本日は審査の都合上、予算特別委員会分科会もあわせて行うので、御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案12件、総務企画委員会から合い議があった議案2件、請願2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部関係の審査に入ります。

初めに、合い議案件の審査を行います。

まず、第17号議案大分県個人情報保護条例等の一部改正について及び第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 議案書の193ページ、第17号議案大分県個人情報保護条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分である第2条大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正について御説明します。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料1ページをお開き願います。

社会全体のデジタル化が急速に進む中、1にあるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年5月に公布され、現行の個人情報保護法と行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の三つの法律が4月から個人情報保護法に統合されます。

この改正概要は、その下の2の右側にあるように第4章に総則を新設したことや、第5章を新設し、行政機関等の義務等を盛り込んだこと

など条項が大きく変更しています。

今回の大分県特殊詐欺等被害防止条例の一部改正は、3のコメ印にあるように、条例の第20条及び第24条において個人情報保護法の条文を引用しているために、法改正による条項の変更を反映するものです。

具体的には、下段左側の第20条では法第2条第5項が第16条第2項に変更となるものなど三つ、右側の第24条では第16条が第18条に変更となるものなど九つあるので、それらの改正を行います。

最後に4施行日ですが、法の施行日と同じ令和4年4月1日を予定しています。

**三股消防保安室長** 議案書の201ページ、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、消防保安室に關係する高圧ガス及び液化石油ガス關係事務について御説明します。

資料の2ページをお開きください。

1概要ですが、今回、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額が、人件費や物価変動等により生じた乖離を解消するために見直されることから、この政令の対象のうち、当室が所管する高圧ガス關係事務の試験手数料及び液化石油ガス關係事務の販売事業者認定手数料、貯蔵施設等変更許可手数料及び試験手数料を変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

2改正内容ですが、①高圧ガス關係事務手数料7項目、②液化石油ガス關係事務手数料3項目を改正します。改正後の金額については、高圧ガス關係事務手数料の増額や、液化石油ガス販売事業者認定手数料の減額など、表のとおりです。

また、3スケジュールにあります。施行日は令和4年4月1日を予定しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第17号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第21号議案について採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

**磯田生活環境部長** それでは、第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について御説明します。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に説明した事業以外の主な事業について、お手元の生活環境部予算概要を使って各課室長から順次簡潔に説明するので、よろしくお願ひします。

**河野生活環境企画課長** 生活環境企画課の主な事業について御説明します。

予算概要の19ページをお開きください。

事業名欄の上から1番目、市町村避難所運営等強化事業費158万円です。

この事業は、市町村における迅速かつ的確な避難者支援や住民と協働した避難所運営を図るため、運営体制を強化するものです。

今年度に引き続き、自主防災組織や市町村等を対象に、感染症対策に加え、女性の視点も踏まえた体験型の訓練を県内3市町村で開催するとともに、市町村と協力して避難所を運営する自主防災組織や防災士を募り、そのリスト化を市町村ごとに進めます。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 予算概要の31ページをお開きください。

3R普及推進事業費1,934万7千円です。

この事業はリデュース、リユース、リサイクルの3Rを通じた循環型社会の構築を推進するため、喫緊の課題である食品ロス対策及びプラスチックごみ対策として、削減に向けた取組や啓発を行います。

食品ロスの削減では、企業等でのフードドライブ実施の呼びかけや、事業所の食品ロス削減に向けた取組の優良事例集作成などに取り組みます。

プラスチックごみ対策では、プラスチック代替品の利用促進を図るとともに、主に若い世代に向けてアートの力を活用した意識啓発に取り組みます。

**大海自然保護推進室長** 予算概要の32ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、生物多様性保全推進事業費1,172万4千円です。

この事業は、豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全を推進するものです。主な内容を2点説明します。

一つは、一番上の二重マル、カモシカの保護対策に要する経費です。絶滅危機にあるカモシカの生息状況の調査等を行い、有効な保護対策を検討します。

次に、下から2番目の二重マル第3次生物多様性おいた県戦略の策定に要する経費です。本県の生物多様性保全の基本方針となる県戦略を改訂し、今後の目指すべき方向性を新たに示します。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 予算概要の

45ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、女性に対する暴力防止推進事業費3,854万6千円です。

この事業は、DVや性暴力の被害者を弁護士や臨床心理士、NPOなどと連携して支援するとともに、パープルリボンプロジェクトやデートDV防止セミナーの実施など、女性に対する暴力根絶につながる啓発等を行うものです。

令和4年度は、新たに精神的なケアを必要とする性暴力被害者の医療費も支援の対象として取り組みます。

**寺川私学振興・青少年課長** 予算概要の52ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、安全・安心なインターネット等利用環境づくり事業費344万7千円です。

この事業は、低年齢層からの保護者とネットの中心世代である中学生・高校生に直接働きかける啓発を行い、ネットモラルリテラシーの向上や青少年を有害環境から守る気運を醸成するとともに、青少年のネットトラブルや自撮り等の被害を防止し、青少年の健全な育成を図るものです。

令和4年度は、新たに青少年が主体となったルールづくり等を推進するため、中学生・高校生ICTカンファレンスを開催するとともに、保護者の意識向上を図るための保護者向け広報・啓発活動を行います。

**大隈食品・生活衛生課長** 予算概要の66ページをお開きください。

事業名欄の上から3番目、HACCPフォローアップ事業費2,816万8千円です。

この事業は、食の安全を確保するため、HACCP（ハサップ）の導入に取り組む食品取扱事業者を支援するとともに、導入後の実効性を担保するための取組を推進するものです。

HACCP実施状況の現地確認を行うほか、新規事業者へのHACCP導入支援のため、セミナーの開催やオンライン上で衛生管理計画を作成できるWebHACCPの改修を行い、対応業種の拡充を行います。

**中田環境保全課長** 予算概要の76ページをお

開きください。

事業名欄の上から2番目、大気環境監視推進事業費952万3千円です。

この事業は、大気汚染物質の適切な削減対策を講じるため、PM2.5の成分分析等を実施するとともに、アスベスト飛散防止対策を行うものです。

解体工事現場への立入りでは、建材中のアスベストを迅速に検出できるアスベストアナライザーを活用する等、調査体制を強化するとともに、大気中の石綿濃度測定体制を整備します。

**嶋崎循環社会推進課長** 予算概要の90ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、循環イノベーション創出事業費2,826万2千円です。

この事業は、プラスチックごみや焼却灰など廃棄物のリサイクルを進めるため、県内市町村や企業と連携し、新たな処理体制の構築を目指すものです。

そこで、プラスチックごみの分別収集を促進するため、市町村の廃棄物収集車両に運行管理システムを導入し、効率的な処理体制の構築を進めるとともに、市町村から出る焼却灰の資源化促進を支援するなど、循環型社会づくりに向けて諸課題の解決を図ります。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 予算概要の98ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、人権啓発環境整備事業費289万7千円です。

この事業は、効果的かつ計画的、体系的な人権教育啓発を行うため、人材育成や啓発教材の整備などを行うものです。

令和4年度は、新たに県に登録する人権研修講師のスキルアップを目的に、様々な人権課題の知識や講演技術の取得するため、実践型フォローアップ研修を実施します。

**首藤防災対策企画課長** 予算概要の105ページをお開きください。

事業名欄の上から4番目、おおい防災・減災対策推進事業費1億5千万円です。

この事業は、避難所の生活環境の向上や感染症対策を目的とした設備の整備や、自主防災組

織の防災・減災活動の支援などを行う市町村に対して助成するものです。

令和4年度は、新たに避難所のバリアフリー化や福祉避難所の環境整備を補助対象とし、高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが避難を躊躇しない避難所づくりを支援します。

**後藤危機管理室長** 予算概要の107ページをお開きください。

事業名欄の上から2番目、国民保護対策事業費581万2千円です。

この事業は、武力攻撃やテロ攻撃が発生した場合、関係機関相互の情報連絡や機能確認、連携強化などの対処能力向上を目的に、国と共同で国民保護訓練を実施するものです。

令和4年度は、国東市で事案が発生したことを想定し、実動訓練を行う予定にしています。

**三股消防保安室長** 予算概要の110ページをお開きください。

事業名欄の上から1番目、高機能消防指令センター共同整備支援事業費83万8千円です。

この事業は、市町村が行う県全域の119番通報を一元的に処理する高機能消防指令センターの共同整備・運用を支援するものです。119番通報の一元的な処理について、令和6年4月からの実施を目指して取組が進められていますが、今月、整備事業への応募者の審査が終わり、受託候補者が決定されました。

令和4年度はセンター施設、新システムの整備が始まるので、引き続きこれを支援します。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** 32ページのニホンカモシカ、春から夏にかけて道路を通過して、夜はシカとイノシシが多くて本当に運転するのが怖い。私はシカが何種類あるのかよく知らないけど、シカの猟とかをしているときに、これは保全を推進するものだから保護するよね。

当然そうだろうけど、そのあたりを少し説明してください。

**大海自然保護推進室長** ニホンカモシカについて、調査では祖母傾山系で17頭おり激減して

います。

そこで保護管理事業計画を策定し、今後は保護に向けて取組を進めようと思っています。なかなか生息状況が分からず、今日の合同新聞にも出ていましたが、つい先日、臼杵市野津町でシカのくくり罠にカモシカが誤ってかかったのが発見されるなど、全県的な状況がよく見えていません。

来年度、まずは生息状況をしっかりと把握するためカメラ等の設置など、調査に関する取組を進めています。それを踏まえ、また有効な対策を今後しながら、保護管理に努めていこうと考えています。

**末宗委員** ふだん一般に言っているシカは何シカとか教えてくれんから、ニホンカモシカが17頭とか何とか言うけど。

それと、大分県はシカを捕獲するのに補助金を山ほど出していて、間違っって捕獲したときに罪になるのかとか、そのあたりを少し概略的に教えてください。

**大海自然保護推進室長** ニホンジカとカモシカでは、当然種目も違います。ニホンジカは数が増え続けて逆に競合し、本来はカモシカが高いところにいたのが、シカが増え過ぎて低いところに追いやられているところがあって、当然競合するので多分ニホンジカが増え過ぎてカモシカが減ったと推測されています。

今、農林水産部でシカの捕獲をやっていますが、逆にその罠にカモシカがかかってしまう事例も出てきています。センサー付きの罠がありますが、そういったものとカモシカを毎日見回っていただいて、カモシカが万が一かかっている場合には迅速に連絡をしていただく。そういった形ですみ分けながらやっていこうと思っています。

**末宗委員** 一般的にどうしたら見分けができるんだ。

**大海自然保護推進室長** そもそもカモシカはウシ科になります。（「見た目」と言う者あり）見た目が小さくずんぐりしています。（「どっちがずんぐりしとる」と言う者あり）カモシカの方がずんぐりしています。（「カモシカの方

がずんぐりしているんだね」と言う者あり) 普通のニホンジカと見た目でも全然違うので、見ればすぐ分かると思います。

**馬場委員** 一つだけ、予算概要53ページの青少年等自立支援対策推進事業費の中で、ひきこもり8050問題も出てきて、かなりひきこもりの年齢が高くなっている状況だと思います。

この中でアウトリーチであったり、電話相談であったり、かなり充実した取組をされていると思いますが、ひきこもり当事者や家族の居場所づくりとかについては、具体的にはどのようなことに取り組んでいるのか。

**寺川私学振興・青少年課長** 青少年自立支援対策推進事業費の中の、ひきこもりの家族の居場所づくりとか活動促進に関して、家族会が県内にあり、ひきこもりの御家族は孤立をしてしまう傾向があるので、相談に訪れたときにはこういった会を御紹介しています。

会の方も、子どもがひきこもりという方が多いので、いろいろ相談に乗っていただく取組をしています。ネットワークづくりを行っています。

**馬場委員** 青少年総合相談所は大分市中央町にあると思いますが、家族会は各地域にあるんですか。

**寺川私学振興・青少年課長** 今資料はありませんが、家族会はかなり地域にできていると聞いています。ちょっと探して……

**馬場委員** あれば、また後でも構わないので。

**今吉副委員長** ひきこもりの件ですが、今、教育委員会もかなりそういう対応をしていると思います。相談所との連携はありますか。

**寺川私学振興・青少年課長** 教育委員会では不登校の対策を行っており、不登校がそのままひきこもりになる傾向があるので、今、市町村にかなり力を入れてもらい、一次相談窓口として市町村の窓口を強化しています。

なかなか学校の情報は直接入ってこないの、市町村の相談体制を強化して、不登校対策からひきこもり対策につながるよう努めていきます。

**今吉副委員長** やっぱり今、学校の教育現場で

はひきこもりと言うか、不登校が一番よく把握できます。だから、教育委員会ともしっかり連携できる体制を取ってもらいたい。要望です。

**戸高委員** 予算特別委員会で出たかもしれませんが、市町村の避難所運営強化事業で体験訓練等を実施しています。

どこの地域でも防災知識を備えた方を配置する意味で、これまで全ての自主防災組織に防災士を配置するため、自治会推薦の防災士をずっと養成しています。

ただ、現実には自治会長が兼務することが多くて、世代交代するうちに数年たっている状況です。なかなか若い担い手がないので、現状はどうなっているのかお聞きします。また、防災訓練の実施率も多分まちまちだと思いますが、そういう配置を県で進めてきたので、そこはどうか。

もう1点、昨日起こった東北の地震ですが、県内又は九州管内で起こった場合はフル稼働で防災対応に取むとのことですが、東北で起こったような震度6強の地震のときに、大分県の防災局はどういう動きを取るのか教えてください。

**首藤防災対策企画課長** まず1点目、防災士の件ですが、今は県内で1万2千人ほど防災士の登録ができています。人口比にすると100人に1人を超えている状況ですが、地域だとしてもばらつきがあります。

自主防災組織について、住民が30人以上いる自治会の範囲で、県全体では78.7%の地区で防災士がおり、逆に22%の地区では防災士がいない状況なので、若干偏りがあります。

それから訓練ですが、例年8割近くで訓練ができていましたが、コロナにより令和2年度の実績で言うと、今御説明した分母のうち自主防災組織の43.8%が訓練をやっており、集団での防災活動ができていない状況です。

2点目が福島県沖の地震の関係ですが、大きな災害となるので、全国知事会で応援、受援の取扱いが出てきます。大分県は九州ブロック幹事県であり、九州知事会の会長県になります。

ですから、ああいう大きな地震があると職員が一部出て、全国知事会と被害の状況の収集を

します。それで、九州内の自治体と連携して東北に応援を出す準備に入ると。東北と言うか、全国知事会から応援要請が来た場合に、職員を派遣する手続を取ることになります。

**小川委員** 今、防災士の関係が出ましたが、実は私も今年の1月に取りましたが、非常に参考になりました。

ただ、受講料が2万円と高過ぎる気がして、こういうのは半分ボランティア的な要素もあるので公費で全て——我々と金額はちょっと違っていた気もしますが、県職員も随分いました。愛媛県辺りは非常に防災士が多い。

分らないですが、2万円も出して受講するのをなかなか勧めきらんとするか、かなり公費で負担する状況もあると思うので、ぜひ今後は県職員も含めて全額公費負担を考える余地がないのか伺います。

**首藤防災対策企画課長** 毎年、市町村からの推薦がある防災士は全額公費で負担をしています。ですから、2万円の負担はありません。

ただ、県職員はそのまま地域で防災活動をする前提がないので、5千円の登録料を負担している状況です。

**小川委員** それなら、我々はアクセサリ的な要素だから2万円という感覚ですか。例えば、我々はこの資格を取れたけれど、市町村へ登録に行くわけですか。

**首藤防災対策企画課長** 県議会議員の皆様には自主的に資格を取っていただいているので、市町村からの推薦がある方とは違い、市町村が登録することにはなっていません。

ですから、市町村に登録をしていただけると大変ありがたいです。

**小川委員** それでは、県で資格を取ったと自らが自治体に届けなければいけないということですか。

**首藤防災対策企画課長** 防災士の資格は日本防災士機構がやっている民間の資格なので、市町村へ資格を取った人全ての個人情報を出すことはなかなかできません。

そもそも市町村で活動いただけるということで推薦があった方は、その前提でやっているの

で、個人情報を出して、こういう方が今年資格を取ったので市町村と一緒に防災活動をやります。

それ以外の方は、もともと個人的な希望で取られている方もいます。必ずしも市町村に自分の名前を出して防災活動に参加する積極的な意思を持っていない方もいるので、市町村に資格を取った方の情報がダイレクトに行くことはありません。

**今吉副委員長** 19ページの説明では、避難所運営体験訓練を実施するのが県内で3市町村だったと思います。それは間違いないですか。

**河野生活環境企画課長** 今年度も3市町村でやっており、来年度も3市町村でやるようになっています。

ただし、これも訓練実施にあたっては、実施市町村以外の市町村にもお声をかけていただき、見学者を募るようになっています。

それぞれの市町村単位でやっていると思いますが、県と市町村一緒になって、また、主防災組織や防災士がいる。これは当然地域住民が主体となった避難所運営をするために必要なことなので、そういう状況の中で、今年度は3市町村、来年度も3市町村となっています。

**今吉副委員長** 105ページにもまた防災の補助事業があります。これに、自主防災組織が行う避難所運営訓練の支援をする市町村への補助がありますが、これとは全く別の訓練なのか。

それと、今年度の3市町村はどこですか。

**河野生活環境企画課長** 今年度実施した市町村は中津市、玖珠町、九重町の3市町です。

**首藤防災対策企画課長** 防災士にお願いしたいことの一つが避難所の運営なので、防災対策企画課では、防災士の資格を取った方に対して避難所運営の研修をやっています。

**今吉副委員長** では、この105ページは防災士がメインで訓練をするということで、これは県内では全部の市町村がやっていますか。

**首藤防災対策企画課長** 基本的に全市町村に御参加いただいています。

**衛藤委員長** ここで、委員の皆様並びに委員外議員の皆様と執行部をお願いします。

本日は議題が大変多くなっています。限られた時間の中で、できるだけ多くの皆様に御質疑をいただきたいので、質問はできる限りまとめて、答弁も簡潔をお願いします。

**平岩委員** 107ページに国民保護対策事業があり、毎年行われていたと思いますが、私が余り承知していなかったのでお聞きします。

緊急事態発生時ということで、今年は国東で行われるということですが、どういうロケーションで、どういうシチュエーションで行われるのか教えてください。

**後藤危機管理室長** 国民保護事案としては、武力攻撃事態と緊急対処事態に分かれており、緊急対処事態とはテロとかそういったものです。

今回は、空港でテロ事件が起こった想定で、関係機関——警察、消防、自衛隊、DWA Tといったところが救助、住民避難等を行う想定でやる予定です。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありますか。

**猿渡委員外議員** 1点だけお願いします。

日出生台演習の関係ですが、地元紙では4月下旬と報道がありました。そういう情報は県にも入っているのか、仮に4月下旬となると希少植物への影響が少し気になりますが、サクラソウなどの希少植物への影響はどうかお聞きします。

**後藤危機管理室長** 日出生台演習については、令和4年度の計画が出た後にできるだけ早期の日程開示を要請しています。現在、九州防衛局からその連絡はありません。大分合同新聞にはありましたが、私どもとしてはまだそういった日程の情報を待っている状況です。

それから、希少植物についてはちょっとそこまで私どもは考えていないので、もちろん野火が起こらないよう野焼き等は行う予定ですが、そこまでは至っていません。

**猿渡委員外議員** 希少植物の保護にも一生懸命取り組んでいますが、その辺は心配しなくていいのか。

**大海自然保護推進室長** サクラソウは県の条例の希少野生動植物に指定されています。当然保

護には努めていますが、演習場地域内にサクラソウがどれぐらい存在しているのかといった情報は県では持ち合わせていませんが、当然保護することは重要です。

**寺川私学振興・青少年課長** さきほどの不登校ひきこもりのネットワークですが、県内11市1町に全部で15か所あり、定期的に例会を開催しています。こちらでひきこもりの保護者がつながっている状況です。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、第1号議案の採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第27号議案大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**大海自然保護推進室長** 議案書223ページ、第27号議案大分県自然海浜保全地区条例の一部改正について御説明します。

お手元に配布の福祉保健生活環境委員会資料の3ページをお開きください。

まず、1の条例制定理由等を御覧ください。この条例は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、自然海浜の保全及び適正な利用を図るため制定されています。現在は、自然海浜保全地区として、国東市の富来浦と佐伯市鶴見町の中越の2地区を指定しています。

2の条例改正の目的ですが、さきの法律が改正され、自然海浜保全地区の定義が変更されたことに伴い、それと同様の改正を行い、開発などによって減少した干潟やブルーカーボンとしての役割も期待される藻場等の保全を推進することを目的としています。

3の法改正の背景を御覧ください。今回の法改正については、近年の瀬戸内海を巡る課題に対応して、4の法改正の概要に記載のとおり、①自然海浜保全地区の指定対象の拡充や、②栄養塩類の管理制度の創設などが主な内容となっています。

5の条例改正の内容として、2点あります。法改正と同様の①自然海浜保全地区の定義の変更と②法改正による条ズレの反映です。定義の

変更については2点あり、一つはこれまで指定の対象とはされていなかった再生・創出された砂浜等も指定の対象に追加すること、二つは藻場の指定を促すため、藻場を想像しやすい言葉を追加することです。具体的には、その水深がおおむね20メートルを超えない海域という文言を加えます。

今回の改正により、自然海浜保全地区の保全と適正な利用を図りたいと考えています。

なお、施行日は令和4年4月1日を予定しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** 藻場とか何とか書いていますが、要するに環境基準を緩めるとのことなの。

**大海自然保護推進室長** 緩めたというよりも、藻場は今後、CO2の吸収に非常に有効で、例えば、人工的に藻場を創造することについても地区の対象に加えることができるので、規制を強化したということです。

**末宗委員** 栄養塩類が不足し、海苔の色落ち等が発生していて、漁師がよく言うのは、川からの栄養分が不足して魚が取れなくなったと。その声は全然反映されないの。そういうのがされると話を聞いていたけど。

**中田環境保全課長** 環境保全課で瀬戸内海環境保全特別措置法を所管しており、今、末宗委員から御質問があった件についてお答えします。

海苔が色落ちで、黒い海苔から赤茶色みたいな少し薄い色になってくるのが指摘されています。この原因が、例えば今、地球温暖化の影響と言われている海水温の上昇とか、沿岸域の埋立てとかいろんな理由があって、なかなかこれというのがありませんが、栄養塩類、具体的には窒素やリンなどの肥料になる成分ですが、そういった栄養塩の不足で海苔の色落ちが問題になっていると言われています。

では、この中で環境基準を緩めるのかという話ですが、緩めるわけではありません。一定の環境基準を守りながら、夏場はあまりに窒素やリンが増えると今度は赤潮になって魚に影響が

あります。ですから、冬場に少し運転管理を調整しながら適切に濃度を――若干窒素やリンを供給できるようにして、そういう管理をしながら柔軟な対応を取っていく流れになっています。

今まではきれいな海を目指してきましたが、きれいでなおかつ魚介類も豊富に取れるような海域づくりを目指すという改正です。

**末宗委員** 要するにこれは強めたのか弱めたのか。弱めたわけじゃないと言うし、強めたこともないようだし。

**中田環境保全課長** 具体的には、弱めたとか強めたと言うことではなく、そういう管理や柔軟な対応ができるようになったということです。これも地域の方の意見を踏まえながら、計画的に行えるようになったということです。（「よく分からない」と言う者あり）

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について及び関連があるので陳情38大分県人権尊重社会づくり推進条例改正案の不採択を求めることについて執行部の説明を求めます。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 資料の4ページをお開きください。

まず、1の条例改正理由です。本条例を平成21年4月に施行後、いわゆる差別解消3法が平成28年に施行され、また、近年SNS等による誹謗中傷や性的少数者の人権問題、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の発生など、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。これらを踏まえ、人権を尊重する社会

づくりのさらなる推進のために、条例改正を行うものです。

次に、2の主な改正内容、施行日ですが、条例名に部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組むを追加します。前文には、今日解決すべき課題として、性的指向、性自認、情報化の進展などの社会情勢の変化による複雑多様化等を加え、第1条には、条例制定後に施行された差別解消3法等の法律名を、第2条には、コロナ差別を念頭に感染症の患者等に対する差別などのあらゆる不当な差別等を明記します。

また、第8条の差別をなくす運動月間の名称を部落差別等あらゆる不当な差別をなくす運動月間に改称します。施行日は公布の日としています。

3の改正案に対する主な意見ですが、これまでパブリックコメントや人権審議会で条例名等についての御意見をいただきました。県としては、あらゆる不当な差別を例示した部落差別問題は人権行政の原点であると整理しています。

続いて、大分県人権尊重社会づくり推進条例改正案の不採択を求める陳情について御説明します。

お手元のピンクの陳情文書表3ページをお開きください。

この陳情は、さきほど御説明した大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正案について不採択を求める内容となっています。

平成21年4月に本条例を施行後、差別解消3法が平成28年に施行され、また、近年SNS等による誹謗中傷や性的少数者、新型コロナなど、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。これらを踏まえ、条例の見直しが必要と判断し、改正を提案しました。

1について、部落差別解消推進法では現在もなお部落差別が存在すると明記されています。部落差別問題は、人権行政の原点であることからあらゆる不当な差別の例として示したものです。

2について、歴史的事実や経緯から依然として同和地区とみなされる差別は存在します。県民意識調査では、部落差別問題の最たる例の結

婚差別に関する意識を把握し、啓発に活用するために設問を設けたものです。

これをもって、憲法に規定する両性の合意のみに基づく婚姻を否定するものではありません。**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** 同和問題はよく分からないけど、議会で聞くと共産党が言うのが一番いつも正しいように聞こえます。県とか市が妙な金をいつも出しよるといふ質問をよくしますね。

そして、どう理解しても共産党が言っているのが正しいと思います。僕の出身の宇佐とかはこういう問題が身近に非常によくあります。申請者を見たら共産党が出しているから、今、県がそういう説明をしたのが本当に正しいのかと思っただけ。自信を持って言うのかどうかね、そのあたりは。

国では今、差別解消に予算を使わないようになっていのに、県が例外的に訳分からん金で領収書も何もない金を出しよるけどね。質問されて、同和問題の予算の説明は、県はあまり上手に答えられないから。ちょっとそのあたり。**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 末宗委員のお近くにもそういった差別の実態があるということですね。（「真横である」と言う者あり）そういった実態があるのによく分からないというのが、実際の今の私たちの状況です。

ですから、特別対策法はなくなりましたが、当然一般対策としてもいろんな差別の解消は本当に大切なことだと思っているし、その中でも部落差別が非常に分かりづらいが実態としてある、そこを行政が主体的に取り組まなければならないと思っています。

そして、さきほど領収書等がないという話をされましたが、決してそんなことはなく、毎年部落問題の解消に努めている地域の団体に対して委託料をお支払しています。これはやはり当事者でなければ分からない、いろんな問題等の相談に乗る体制、いろんな差別を受けている方のピアサポートはとても大事なことと思ひ、そ

ういったことをする活動に対してきちんと必要な経費として考えて、支払をしています。

**末宗委員** この問題は非常に深いけれど、僕の身近でも結婚の問題とか、子どもの問題とか山ほどある。その代わり、今までやってきた弊害も大きい。社会に対して非常にひずみをつくった。

例えば、昔は県の部長たちがいつも同和の問題があったときにつるし上げられるように謝りに行っていた。そんなことを県も許してきたんですよ。もうむちゃくちゃなつるし上げだからね。そういう歴史もある。そのバランスがなかなか消えない。だから、そういうときのバランスも考えて。僕が聞いていると、共産党の言うのが一番いつも正しい気がする。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**猿渡委員外議員** さきほどから社会情勢は大きく変化していると言いながら、部落差別の問題を原点と言う、そこに私は矛盾を感じます。わざわざ各項目に部落差別の言葉を挿入しなければならないのかと。そこに部落差別の言葉を入れるなら、ほかのいろんな差別も全部並べなければならないと思います。

陳情の中にある結婚に対する設問ですが、もしお持ちなら、どういう設問でこの意識調査をしているのか紹介していただけますか。私はその設問を見たときに、これは今も同和地区が存在すると受け取ってしまう、誤解をしてしまう方がいると思いました。だから、それは差別をなくそうとせっかく皆さん一生懸命努力しているのに、逆効果になってしまうことをこの陳情の中でも言っていると思います。

お持ちですか。お持ちであればちょっと設問を紹介していただきたい。さきほどもありましたが、本当にいろんな人権問題に取り組んでいる団体はたくさんあるけれど、そこに820万円の補助金を公費でそれぞれ出しているわけではないと思います。いのちの電話のボランティアを一生懸命やっている方への補助金はないの

ではないですか、その格差があることに、私は逆に差別を感じてしまいます。

その辺があるので問題視しています。課の名前にも各項目にも部落差別という言葉を入れるべきではないと思います。

**衛藤委員長** すぐ出ますか。出ないなら確認した後でまた御紹介してもらおう形を取りますが、どうしますか。

後でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）ではちょっと確認して後で紹介してもらうので、一旦置いて次に進みます。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①と②について説明をお願いします。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について御説明します。

資料の5ページ御覧ください。

まず、1概要ですが昨年3月に第5期計画として策定した計画について、国の計画改訂や法改正に伴う改定を行うものです。

次に、2計画の目的及び位置付けですが、2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向け、地球温暖化を防止する緩和策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の充実を目的としています。

（2）計画の位置付けは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、また、平成30年施行の気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画です。

次に3改定の内容ですが、今回は、令和3年10月に改訂された国の地球温暖化対策計画及び令和4年4月1日に施行される地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律に即し、必要な改定を行うものです。

(2) 主な改定内容の一つ目は、温室効果ガス排出削減目標についてです。従来の家庭、業務、運輸の3部門の目標数値の変更を行うとともに、他の全ての温室効果ガスについても本県の特性を踏まえた目標の設定について、検討を行っています。

二つ目は、施策の実施に関する目標についてです。改正温対法に基づき、再生可能エネルギーの利用促進に関する目標等を新たに追加します。

三つ目は、脱炭素化促進区域についてです。市町村が脱炭素促進区域を定める際の方針等を追加します。

最後に、4今後のスケジュールですが、県民意見を反映するためパブリックコメントを4月に実施し、計画案を本委員会で報告後、6月下旬に公表を予定しています。

**首藤防災対策企画課長** 大分県地震・津波防災アクションプランの中間見直しについて御報告します。

資料6ページをお開きください。

資料左上、1計画の概要ですが、本プランは南海トラフ巨大地震で想定される死者数を最大約2万人から約600人に抑制し、さらに死者数を限りなくゼロにするなど、大規模地震による被害を最小化することを目標としています。この実現に向け、平成31年度からの5年間を計画期間として、自助、共助、公助の様々な取組を県と市町村一体となって推進しています。

その右、2中間見直しの概要です。今回の見直しでは、既に目標を達成した指標について、さらに取組を進めます。また、コロナ禍の社会への対応など、計画策定後における諸情勢の変化に的確に対応し、着実に推進するため、計画の中間年にあたる今年度に目標指標を中心とした見直しを行うものです。

なお、今後のスケジュールとして、パブリックコメントにより広く県民からの御意見、御提案を募集したいと考えています。

3中間見直しのポイントを御覧ください。三つのポイントに整理しています。

一つ目は、目標達成指標の更なる推進です。

既に目標値を達成した指標について、目標値の上乗せなどにより取組を推進するもので、全13指標になります。表の一番上、No3県民安全・安心メール及び防災アプリの登録数については、県民に防災気象情報や避難情報などを迅速に伝達する県民安全・安心メール及びおおい防災アプリの登録を推進するものですが、既に当初の目標を上回る登録があり、また、多様な情報発信を行うため、昨年10月からツイッターやフェイスブックなどのSNSでの配信も新たに開始したことから、目標値を上乗せするものです。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症への対応です。コロナ禍の社会に対応するため、当初の計画から目標値を変更して推進するもので、全部で3指標になります。表の中ほど、No23地震体験車等による体験者数については、学習会や防災イベント等の機会を活用して県地震体験車ユレルンダーの体験による防災意識の醸成に努めていますが、コロナ禍でなかなか開催できない、あるいは多くの参加者数が見込めないことから、コロナ禍でもイベント等によらず防災啓発が可能な防災VR及び防災啓発動画の視聴回数に目標指標を変更するものです。

三つ目は、その他状況の変化です。計画策定後の状況変化を踏まえて目標指標等を変更するもので、全6指標となります。

資料7ページを御覧ください。

見直しの全体像については、資料7ページから8ページの朱書き下線引き部分となります。今申し上げた見直し区分については、表の一番右の欄にカッコ書き数字で整理しています。

以上、全目標指標56のうち22の指標について見直しを行うこととしており、これにより地震・津波による死者を限りなくゼロにする取組をさらに推進します。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** 5ページの地球温暖化、日本がこの前のG7に行ったとき、化石賞を取りました。

ユーモアもちょっとありましたが、説明の中

で、要するに再生可能エネルギーならCO2は出ないよね。そして、原子力が今度みたいな戦争とかテロとかの事件で非常に麻痺している状態。そして、液化天然ガスだか何だろうが、ロシアからも一時停止のような状態よね。

そうなると常識的には10年もせんで蓄電池が開発されると思います。だけど、蓄電池という言葉が一つもないんです。蓄電池さえ開発されればほとんど片付くよね、この問題は。そのあたりの感覚が県にどの程度入っているのかなと思ってちょっと聞きました。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 確かに蓄電池が普及されることによって、再生可能エネルギーの活用、利用促進は大きく変わると思います。

現在の計画でも、重点項目の一つとしてエコエネルギーの利用促進を掲げています。その中には、もちろん再生可能エネルギーの設備のみではなくて、それを蓄電して使っていく蓄電設備をあわせて考えると。

本来そういうものだと考えているので、それも含めて——この計画の中で、ここで言うことだけではなく、計画全体としては蓄電池も含めた技術革新とかももちろん我々取り込みながら進めていくと御理解をいただければと思います。

**末宗委員** 理解はできるけど、蓄電池が一番主要なものです。陰に隠して理解していただければという程度なの行政は。地球温暖化対策として、蓄電池の開発に予算をいくらでもつぎ込んでいいと思います。それが一番効果てきめんだし、一番進んでいくよ。

今、値段が高いわけです。今なら補助金を出せばそれが買えるけど、この10年以内に僕は蓄電池が通常的に使えるようになると思う。そのあたりに持っていくまでに行政の援助がいるのではないかな。それが地球温暖化対策に一番効果的な気がします。そのあたりは陰に隠して理解していただければという程度の行政なんですよ。困るんだけど、展開はないかね。

**磯田生活環境部長** 蓄電池のお話をいただきました。

実は蓄電池の関係は、もう一つ考えると、電

気をどうやってたためて保存するかという話だと思います。電気を保存するための方法については今、大きく二つあります。一つは水素にするための。もう一つは蓄電池にする。大きな方向としては、どちらも技術開発を待たないと進まないところがあります。

大分県でも、これをベンチャーでやっているところはないか、商工観光労働部からも募集しています。かなり基礎的な研究から入らないといけないので、技術開発全体は国策としてしっかり取り組んでほしいと、商工観光労働部から国へ話をしています。我々も環境の側面から、もちろん大分については再生水素を使えるので、そういったところも含めて頑張るけれども、これは国策で取り組んでほしいという要求もしっかりしています。

**末宗委員** 部長、蓄電池は水素になるだろうけれど、水素と言ったら水素爆弾を連想してね。

とにかく何か事故が起きたとき、怖い気が直感的にはします。国策で原子力を進めて、今もロシアがチェルノブイリから何から攻撃してね、そういう極度の事件があるのにあまりのめり込まん方がいい気もちょっと感覚的にします。

**衛藤委員長** 要望ということでよろしく願いいたします。

ほかに御意見、御質問はありますか。ちょっと私から1点。

5ページの、3改定の内容の中の(2)の①本県の特性を踏まえたとあります。このところを少し詳しく教えてください。

**宮澤うつくし作戦推進課長** この本県の特性を踏まえたという文言についてですが、温室効果ガスにはここに書いており、家庭、業務、運輸、他に産業であるとか、あと二酸化炭素以外にもメタンとか、アメシストとか、いろいろあります。

全国的に、本来区分は押しなべて平均されるものと思いますが、御承知のとおり、大分県には日本の産業を支えているコンビナートがあって、産業部門の率が大変高い。

しかも、産業部門には建築とか農業とかが入りますが、その中でも製造業の比率が圧倒的に

高いこともあるので、一般的な国全体で見ると目標値をそのまま当てはめることが適当ではないという背景があり、そういったことを含めて本県の特長としています。

**衛藤委員長** 正に私も同感で、臨海工業地帯の産業をやり過ぎて壊しても本末転倒になると思うので、しっかりと今の産業を大事にしながら雇用と仕事を守りながらやっていく、そういった目標であるように御検討いただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**猿渡委員外議員** どちらの計画もパブリックコメントをやるわけですが、やっているのを知らなかったということにならないように、関係の団体とか関心ある方にしっかり情報が行くようにしていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 我々も、そういったところは力を入れてやっていきたい部分なので、パブリックコメントをすると同時に、おおいとうつくし作戦県民会議のメンバーが約80人近くいます。その委員に対しても個別に連絡し、あと大分県環境審議会の委員にもお知らせします。

あわせて、このパブリックコメント期間中に各地域をブロックに分け、市町村とか事業所の方とかと回って、部門連絡会を開催しようと計画しているので、決してこっそり行うことは全然考えていないので、しっかり周知をしていきたいと思います。

**首藤防災対策企画課長** 地震・津波の計画については、先日も市町村に計画の改定案をお見せして、各市町村で活動される地域の防災士等の方々の御意見もという話もしているので、ホームページに加えて市町村サイドからも計画に御意見をいただきたいと考えています。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、次に③と④について説明をお願いします。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 大分県気候変動適応センターの活動報告について御説明します。

お手元の資料9ページをお開きください。

1 大分県気候変動適応センターの概要です。

昨年4月に設置し、事務局をうつくし作戦推進課、研究部門を衛生環境研究センターが担っています。目的・業務は、気候変動対策として温室効果ガスの排出を削減し、影響を抑制する緩和策が重要である一方、現に進行しつつある影響に対しては、その被害を回避・軽減していく適応策が必要となっています。

そこでセンターでは、地域における気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び県民への情報提供を行う拠点として農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康等の各分野で適応策の立案や拡充に向けた情報収集等を行っています。

2の令和3年度の成果です。まず今年度は、

(1) 地域版気候変動予測の作成として、過去の気象データや国立環境研究所の将来予測等を活用し、大分県における将来の平均気温などの予測を1キロメートルメッシュの地図情報に加工して作成し、(2)のホームページの開設とあわせて、3月中に公開予定です。そのほか、(3)昨年11月に開催したうつくし感謝祭での広報を行うとともに、(4)国立環境研究所等との共同研究にも参加しています。

3の今後の取組についてです。農林水産業等への影響を予測するため、最高気温や最低気温等のデータを適宜追加し、適応策の事例収集などを進めていきます。その収集したデータ等を県民や事業者向けにも情報発信するとともに、気候変動の影響が懸念される各分野での適応策の立案や拡充に活用します。

**大海自然保護推進室長** 日本ジオパーク再認定審査結果について御説明します。

資料の10ページをお開きください。

1の概要を御覧ください。おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパークは平成25年の日本ジオパーク認定以来、地質遺産の保全を行うとともに、教育研究、観光、ツーリズムなどへの活用を行い、地域活性化につながる活動を行ってきました。

再認定審査は4年おきに行われますが、今年度2回目の審査時期を迎え、昨年11月、現地調査などが行われました。その結果について、

1月末に開催された第44回日本ジオパーク委員会では、両地域ともに再認定が決定しました。

2の再認定審査結果を御覧ください。姫島では、ジオガイドのボトムアップによるジオストーリーの整理やジオストーリーをまとめた新たなパンフレットの作成、重要文化的景観の選定によるサイトの保全などが高く評価されました。一方で、今後の活動が期待される点としては、管理運営計画の策定やSNSを活用した情報発信などが挙げられました。

豊後大野では、令和3年7月に開館した拠点施設の豊後大野市資料館や学校におけるジオ学習、ガイドの会の活発な活動などが高く評価されました。一方で、今後の活動が期待される点としては、ボトムアップによる地域住民の意見反映や、看板設置等による可視性の向上などが挙げられています。

これらの評価を踏まえ、令和7年度の再認定に向けて引き続き、県も一体となって両地域のジオパーク活動の進展に努めます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** 気候変動で、あらゆる分野に影響があるのは分かったけど、今何が一番困るかと言われたら、なかなかそういう表がないよね。

例えば、ベスト5とかベスト10とか人間が一番困るのを大々的に出してくれないと具体策がないよね。例えば、オゾン層が破壊されるとか、そういうのを言っても一般市民はなかなか理解しにくいし、一方では戦争をやってどれだけ出ているか分からないし、重要な問題だけそのあたり。要するに僕が一番これでよく分からないのは、地球がたくましいのかもろいのかよく分からないんです。

もろいなら、環境破壊したときに地球自体が非常に悪い、人間が住めない状態になるだろうけれど、たくましいならそれをはねのける部分もあるし、その定義が僕自身もよく分からないけどね。

県が活動する中で、県民が分かるように、ど

ういう弊害があるからとか弊害があるからこういう対策を取ってやりよるだろうから、そこを具体的にやるべきだと思いますが、どうかね。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 地球がもろいのか頑丈なのかについては、なかなかコメントしづらい部分ではありますが、それは人類にとってもろいのか、人類と地球と分けて考える必要もあると思います。

我々行政としては、人類、日本、県民に対する影響に着目して計画をつくっている部分で、確かにあらゆる分野に影響があるので、それをまずどういったところに影響が出ていくかをきっちりこういう形で示し、皆さんに分かりやすく説明していくことが、適応策だけではなくて温室効果ガスを減らす緩和策にもつながっていくと思うので、そこはしっかりと広報という形で努めていきます。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**猿渡委員外議員** 地球温暖化の関係で、さきほどの計画とも関連しますが、若い方たちが非常に興味を持っていろいろ取組をされているかと思っています。

大分県内にもそういう若い方たちがいると思うので、そういう方たちと連携を取っているのか、計画にもそういう若い方たちの意見を反映すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**宮澤うつくし作戦推進課長** 正に御指摘のとおり、特に気候変動とか温暖化問題は、これから社会の主軸を担っていく若い人たちに一番影響があるものだと思います。

したがって来年度、学生推進員制度という形で県独自の仕組みを設けて、既に関心を持っている人たちの横の連携をつないだり、我々の企画に意見をもらったりする場を持つようとしているので、そういったことも含めてしっかりやっていきます。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほ

かに何かありませんか。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** さきほどの質問に対してのお答えします。

県民意識調査で部落差別の最たる事例として結婚差別に対する質問ですが、あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたらあなたはどうしますか、お子さんがいない方はいるものと仮定して考えてくださいということで、5択をしています。

1が、同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない。2が、できれば同和地区の人でない方がよいが、反対はしない。3が、反対するが、本人の意思が強ければやむを得ない。4が、絶対に反対する。5が分からないとしています。この設問で、何らかの形で反対という方が6割となっています。

こういった質問が差別を助長するのではないか、逆効果ではないかというお考えをさきほどいただきましたが、私どもも啓発に関して本当に大きな課題を感じています。こういった差別がある実態をきちんと皆様に知っていただくことも大事だと思っているし、これが結婚したときに不幸になるとか、そういうことを植えつけるのではなく、そういうことを乗り越えてでも幸せな生活を送っている方はいっぱいいます。

ですから、今後はそういったことの啓発も必要だと思うし、何よりもこういったことを通じて、私は差別をしないから関係ないという方を一人でも減らして、一人一人が差別を許さないと、しっかりと訴えられるような啓発が必要だと思っています。

議員の皆様とも一緒に考えながら、これからはしっかりと啓発に取り組んでいきたいと思っているので、よろしくをお願いします。

**猿渡委員外議員** 同和地区は今あるんですか、ないですね。だから、同和地区の人と結婚するとしたらという表現自体が、県民が見たときに同和地区ってやっぱりあるんだと受け取られかねない。そこはやはり今後考えていただきたい、マイナスになると私は考えます。

**御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長** 歴史的な事実や経緯から、依然として同和

地区とみなされる差別は存在します。表現の仕方などいろいろと工夫しながら考えていきたいと思っています。

**河野生活環境企画課長** 3月2日に行われた常任委員会において、末宗委員からお話があったウクライナなどの国際関係事案について、私から申し上げたいと思います。

ロシアのウクライナ侵攻により、本県でも様々な影響や対応が考えられます。このため県としては、課題や支援内容に応じて各部局が連携して対応することとしています。

避難民の受入れについては、企画振興部が窓口となって情報収集を行い、各部局が連携して対応を検討しています。また、県経済への影響については商工観光労働部が、避難民や県内在住のロシア人に関する人権相談については生活環境部が対応することとしています。

県議会では昨日、ウクライナに100万円の支援金を送付されていますが、県においても企画振興部の国際政策課が、県庁舎本館、別館の受付窓口に募金箱を設置しています。

**末宗委員** 何で勘違いして、委員会であんな発言をしたのが頭にあるのと、募金箱ね。札が横で入らないです。

それと、ウクライナの支援をする募金箱がここにあるというのをもう少し分かるように表現してもらいたい。

**河野生活環境企画課長** 県議会事務局にもこういった内容について情報共有させていただいており、県議会事務局からも国際政策課には、一つはお金の入れる間口がちょっと狭いとか、あるいは募金箱が目立っていない、分かるような工夫が必要ではないかといったことについて、話をしています。

今日いただいた意見についても、私から国際政策課に伝えたいと思います。

**末宗委員** それより、何でああいう発言になったのか、そこをちょっと教えてよ。

**磯田生活環境部長** 予算特別委員会で御質問いただいたウクライナの取組をどうするのかと。今、国際政策課等と話を進めていますが、あの段階では実はまだ取組をしている状況では

ありませんでした。ですので、私どもも募金の関係はないような感じはありました。

ただ、生活環境部ではめじろん募金のことしか言えなかったもので、まずはそこだけは申し上げておこうという趣旨で、私から担当課長にここだけは言うようにとお願いした経緯です。ですので、そこは御了承ください。

**末宗委員** 言われたときに行って、募金箱はなかったんですよ。ないのにあると言ったんですよ、めじろんも。

マスクをして、パーテーションもあってよく聞こえないから2度確認したんですよ。募金箱自体もないのに何であると言ったのか、分からないよ。

**佐藤県民生活・男女共同参画課長** 申し訳ありません。アイネスの庁舎には置いてあり、各振興局にももともと置いていましたが、休止していたので、また本日から全部の振興局に復活して置かせていただいています。

あわせて末宗委員の御示唆もあったので、県庁の本館と別館にも新たにめじろん募金箱を設置しました。

**平岩委員** 今日と同和問題について随分意見が言われて、皆さんにはいろんな考えがあると改めて思いました。さきほど末宗委員が言われた糾弾会も、もう昔の話ですが、私も随分見てきました。

ただ、私の友人のお兄さんは、いわゆる同和地区とみなされている地区の出身で自殺しました。私の友人から、父は学校の先生で、被差別部落の人との結婚は許さないことは間違っていると父に言うけれど、自分の娘の結婚には反対すると随分聞いてきてですね。

だから、本当になんか思いたいけれども、まだまだ見えないところでの差別があると私はいつも感じてきたので、そのことをここでちょっとお伝えします。

それともう1点だけ。私が生活環境部の福祉人材の育成について質問をして、そのときに時間が足りなかったもので、長く話ができませんでした。生活環境部の福祉人材の育成という、どうしても部署が限られてくるので、そこを何

か非難した形になったら申し訳ないなと思っていました。民間の人たちの思いと、そして、行政との関わりの中で民間の人たちはそのことだけを一生懸命やっているんでキャパは狭いけど非常に熱量が高いんですね。

行政の方たちはいろんな仕事をしていて、全部それにのめり込むわけにもいきません。見ていると、民間の人は、まず第一に行政の人の機嫌を損ねないようにしようと思う。その次に、同じような思いを持ってもらえるように努力をしている。その後、初めて一緒に支援ができるようになっていけると感じたりすることもあります。とても失礼な言い回しでしたが、そういうことを考えながら民間の人たちも一生懸命やっているんで、行政の人と一緒にうまくやっているといいなという思いであんな質問をしたので、担当者に本当に申し訳ないと思いながら、よろしくお願いします。

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもって生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで、私からお礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔磯田生活環境部長挨拶〕

**衛藤委員長** ありがとうございます。

せつかくですので、今年度末で御勇退される皆様から、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っています。

〔御沓審議監挨拶〕

〔梶原防災局長挨拶〕

〔佐藤県民生活・男女共同参画課長挨拶〕

〔中田環境保全課長挨拶〕

**衛藤委員長** ありがとうございます。

それでは、これをもって、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

午前 11時 47分休憩

午後 1時 1分再開

**衛藤委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として吉村議員、猿渡議員に出席いただいています。

これより病院局関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第13号議案令和4年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

**井上病院局長** 衛藤委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、御案内のとおり、県内の感染状況はゆっくりと好転しつつありますが、なお予断を許さない状況です。当院においては、病棟を一部縮小して、コロナ患者の受入れと治療にあたっており、今後も感染状況に注視しながら、引き続き必要な対応を行います。

本日は、付託案件の審査として令和4年度大分県病院事業会計予算と権利の放棄について、それぞれ御説明します。

私から、第13号議案令和4年度大分県病院事業会計予算について御説明します。

議案書は70ページからになりますが、本日はお手元にお配りした令和4年度病院局予算概要により御説明します。

なお、先日の予算特別委員会で御説明している内容と重複するので、説明については簡略化させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いします。

福祉保健部が所管している県立病院対策事業費の概要です。一般会計から病院事業会計への負担金は、表の事業概要欄二重マル病院事業会計負担金にあるように10億8,464万2千円で、前年度と比べ減額となっています。減額の要因としては、企業債が一部償還終了したことや、精神医療センターの増収により収支差が縮小したことなどです。この負担金を受け入れる病院事業会計の受入れ予算科目について御説明します。

3ページをお開きください。

予算科目は三つに分かれており、具体的には右の表の一つ目、医業外収益の負担金交付金、次に、その二つ下の資本費繰入収益、5ページをお開きいただき、左の表の二つ目、資本的収入の他会計負担金となり、これらの合計額はさ

きほど御説明した病院事業会計負担金の金額となります。

この予算の仕訳方は、公営企業会計制度に基づくもので、3ページの医業外収益には、精神医療センターなどの政策医療の不採算部門の運営経費や医療機器の整備に充当した企業債の償還経費等に対する負担金が、5ページの他会計負担金には、病院施設の建設改良に充当した企業債の償還経費に対する負担金が計上されています。

それでは、2ページにお戻りください。

次に、病院事業における3年度当初予算との比較の概略を御説明します。

4年度は、新型コロナウイルス感染症の再拡大も懸念されますが、ワクチン接種、さらには治療薬の普及等が見込まれることから、その影響も徐々に薄まっていくものと考えています。このことから、コロナ禍による受診控えにより減少した患者数が緩やかに回復すると見込んで予算編成しています。

それでは、上段の収益的収支予算の表を御覧ください。

令和4年度の単年度損益は2億1,300万円の黒字予定で、令和3年度と比較すると増益となる見込みです。

下段の資本的収支予算については、総合情報システム更新と自家発電設備等浸水対策工事の実施などに伴い、収入、支出とも3年度と比較すると増額となります。

3ページを御覧ください。

4年度予算の概要を千円単位で記載しています。まず、収益的収入及び支出のうち、病院事業収益について御説明します。

左側の表ですが、医業収益は入院収益、外来収益などの合計です。入院、外来患者数や単価については、3年度決算見込みを基に算定しています。

これに医業外収益、特別利益を加えて、病院事業収益は、右の表の一番下の合計の欄にあるように201億5,328万3千円です。

次のページをお開きください。

(2) 病院事業費用についてですが、職員の

給与費、薬品費等の材料費、減価償却費などで構成される医業費用に、医業外費用、特別損失を加えて、右の表の一番下、合計の欄にあるように199億4,049万6千円です。

次に、5ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてです。

(1)の資本的収入は、左の表に掲載している企業債、負担金で構成され、合計16億5,637万1千円です。

また、右の表(2)資本的支出は、建設改良費と企業債償還金及び他会計からの借入金償還金で構成され、合計33億9,088万5千円です。

次のページをお開きください。

3の債務負担行為についてです。

まず、病院総合情報システム更新事業についてですが、これは電子カルテなどの院内システムを2か年に渡り更新するもので、その経費として15億1,990万円を予定しています。4年度予算計上額を除く債務負担行為の限度額は3億398万円です。

次に、下段の自家発電設備等浸水対策工事についてです。これは、新たに設備棟を新築し、非常用自家発電設備や受水槽等を高架化する工事を2か年に渡り実施するもので13億2,066万6千円を予定しています。4年度予算計上額を除く債務負担行為の限度額は2億6,413万3千円です。

この工事概要については、昨年9月の本委員会において御説明しましたが、その後、設計事業者と詳細を検討した結果、受水槽も高架化することとし、それに伴い設備棟を2階建てから3階建てに変更することとしました。

この変更に伴う工期の変更はなく、令和5年度の出水期までに工事は完了する見込みです。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** コロナのことではなくて、ちょっとがんのことで聞きたいけれど、2、3年前だったか、東芝が血液1滴で13種類かあるうちの11種類ぐらい分かって、九十何%ぐらいがん

の早期発見ができるというのをしていた。

実用化まで1年か2年ぐらいかかると言っていたけど、ちょうどその頃が今来ていると思いますが、県病とかでそういう取組はどうなっているのかと思ってね。非常に期待しています。

**井上病院局長** 一般の病院にそういうものが普及し始めたという情報を私は知りません。

ただ、コマーシャルベースで、がんにかかりやすい遺伝子をお持ちかどうかとか、そういう部分は進んでいると思います。

それから、東芝がどういうものかちょっと私はこの場で承知しませんが、線虫を使ってがん独特のものに吸い寄せられるという性質を使ったものは、これは九州大学で実用化されてきていると聞いています。

これはあくまでも検診的な部門で病気かどうかを見つけることになるので、県病でそれをしていくことには多分ならないので、一般的な検診をやるところでそれが広がる可能性はあるのではないのでしょうか。

**末宗委員** ちなみに局長は大体何が専門。

**井上病院局長** 私はかつて子どもの医療をやっていました。小児科です。

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案権利の放棄について執行部の説明を求めます。

**於久医事・相談課長** 第29号議案権利の放棄について御説明します。

議案書は226ページからになりますが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

資料の1ページをお開きください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係

る債権のうち回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものです。

1の債権放棄の院内基準ですが、(1)5年以上経過した未収金で、住民票調査により債務者が行方不明のとき、(2)患者本人が死亡しており、債務を継承する相続人が不存在であるとき、(3)自己破産により債務免除のあったもののいずれかに該当する場合に、債権放棄の対象者としています。

この基準に基づき、今回は2の表の(1)行方不明者分と(3)自己破産者分を合わせて計121名、752万5,964円の権利放棄をお願いするものです。なお、(2)相続人不存在の該当者はありません。

3の未収金回収の取組ですが、一つ目、二つ目のマルについては、平成28年度から未収金担当者の専任化を図るとともに専用電話を設置し、毎週1回、夜間に電話による督促や文書による催告を行っています。また、平日の訪問徴収に加えて月1回、休日にも訪問徴収を行うなど対策を強化しています。

また、三つ目のマルですが、平成25年度から発生後1年を経過した未収金で徴収が困難なものについては、回収業務を弁護士法人に委託しており、さらなる回収に努めています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

予定していた案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 別にないようですので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで私からお礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔井上病院局長挨拶〕

**衛藤委員長** ありがとうございました。

それでは、これをもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

**衛藤委員長** これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

また、本日は委員外議員として小嶋議員、吉村議員、猿渡議員に出席いただいています。

初めに、付託案件の審査に入ります。

第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分、第3号議案令和4年度大分県国民健康保険事業特別会計予算及び第4号議案令和4年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**山田福祉保健部長** 第1号、第3号、第4号の計3議案について御説明します。

説明は、お手元の冊子福祉保健部予算概要を使って行きます。

3ページをお開きください。

まず、(1)一般会計ですが、表頭の左から2番目、予算額(A)の福祉保健部①の計欄にあるように1,307億4,214万6千円です。これを表の右側3年度当初予算額(B)と比較すると、前年度対比で81億9,986万2千円、率にすると6.7%の増となっています。

この増の主な理由は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、今年度は累次の補正予算で対応した関連事業費を、来年度は当初予算から積極的に計上したことや、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり始めることに伴う医療費の公費負担増への対応などがあげられま

す。

続けて、4ページを御覧ください。

(2) 特別会計ですが、当部所管の国民健康保険事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計等について、予算額(A)の計欄にあるように1,198億6,528万6千円を計上しています。

なお、今回の予算に係る重点事業等については11日の予算特別委員会にて御説明したので、本日はそれ以外の主な事業と債務負担行為の内容について、担当課室長より説明させていただきます。

**首藤福祉保健企画課長** 13ページをお開きください。

事業名欄4番目の災害時要配慮者支援事業費866万9千円です。

この事業は、災害時における避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を促進するための研修を実施するとともに、災害派遣福祉チーム(DWAT)の強化を図り、災害時における要配慮者の安全・安心を確保するものです。

一つ目の二重マル避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の促進では、ケアマネジャー等福祉専門職や市町村担当職員、民生委員等の関係者向けに個別避難計画作成研修を実施します。

二つ目の二重マル災害発生時の福祉的支援の充実では、災害福祉支援ネットワークの運営や災害派遣福祉チーム(DWAT)に対する研修及び訓練を実施します。

**小野医療政策課長** 28ページをお開きください。

一番下のオンライン診療推進事業費1,230万円です。

この事業は、地域の実情に応じたオンライン診療を推進するため、オンライン診療対応医療施設をインターネット上で見える化するとともに、在宅医療現場での実装やへき地における実証に取り組むものです。

三つ目の二重マル在宅医療現場における活用促進では、在宅医療に取り組む医師等を対象に説明会を実施するとともに、患者のオンライン

診療受診を支援する訪問看護ステーションに対してタブレット購入経費を助成します。

四つ目の二重マルへき地における実証実験の実施では、診療の質の向上を図るため、聴診音伝達システム等の有用性を実証します。

次に、33ページをお開きください。

上段の看護職員確保総合対策事業費2億3,589万3千円です。

この事業は、看護職員の確保、定着を図るため、看護師等養成所の運営支援や修学資金の貸与を行うとともに、新卒者の就業促進や潜在看護師の掘り起こし、新人看護師研修などを支援するものです。

二つ目の二重マル看護師等養成所運営費補助は、看護師及び准看護師養成所に対して運営費を補助するものであり、生徒数1人当たりの補助単価等を2.49%増額することとしています。

三つ目の二重マル看護師等修学資金貸付金では、今回、新たに県内就職率が低い養成所の学生や県外からの移住者向けの貸付枠を創設し、看護師の県内定着の促進を図ります。

**池邊感染症対策課長** 57ページをお開きください。

上から2番目の感染拡大傾向時検査体制確保事業費12億円です。

この事業は、感染リスクを引き下げるとともに県民の不安を解消するため、感染拡大の傾向が見られる場合、県の判断により感染の不安がある無症状者へのPCR等検査を無償化するものです。

検査実施場所は、県が公募の上、登録した薬局や民間検査機関等になります。補助上限額について、PCR検査では医療機関以外は1回当たり1万1,500円、医療機関は1回当たり1万円です。抗原定性検査では、全事業者1回当たり6千円となります。

**木内国保医療課長** 62ページをお開きください。

一番下の糖尿病性腎症重症化予防推進事業費1,985万8千円です。

この事業は、人工透析の導入を回避するため

かかりつけ医と糖尿病や腎臓病の専門医等との連携を推進し、患者の個別支援の強化を行うものです。

一つ目の二重マルでは、令和3年度に引き続き、かかりつけ医の診療の支援等を行う大分大学医学部附属病院の糖尿病性腎症重症化予防専門外来の運営を支援します。

二つ目の二重マルでは、治療中断者や未受診者を医療機関への受診につなげるため、個別通知や電話により、かかりつけ医への受診勧奨を行うものです。

最後に、三つ目の二重マルでは、かかりつけ医での診療を専門外来の医師がオンラインを活用して支援することにより、連携を強化するものです。

**阿部高齢者福祉課長** 68ページをお開きください。

上から2番目の外国人介護人材確保対策事業費2,541万3千円です。

この事業は、県内の介護人材不足に対応し、質の高い外国人介護人材を確保するため、関係機関と連携して外国人介護人材の受入体制の整備等を行うものです。

一つ目の二重マル人材受入体制の構築では、外国人介護人材の円滑な受入れと就労定着を図るため、外国人介護人材の受入れに関する協議会や受入施設等に対する研修会を開催します。

三つ目の二重マル外国人介護人材と受入事業者のマッチング支援では、送り出し国における本県への就労希望者向け合同説明会の開催等を支援します。また、令和4年度の新たな取組として、介護福祉士を目指す外国人留学生に奨学金を給付する介護事業者に対し助成します。

**一丸こども未来課長** 89ページを御覧ください。

一番上のおおいた子育て応援スクラム事業費2,431万6千円です。

この事業は、地域全体で子どもの成長と子育て家庭を応援するため、イクボス宣言企業や子育て応援店を拡大するものです。令和4年度は多胎児や低出生体重児への支援体制の充実にも取り組みます。

具体的に、六つ目の二重マル妊娠期からの切れ目ない多胎児への寄り添い支援事業では、多胎児の支援者養成研修や多胎児のいる家庭への訪問、相談支援を実施します。

七つ目の二重マル、リトルベビーハンドブック作成事業では、発達の遅れを考慮した低出生体重児用の手帳リトルベビーハンドブックの作成などを行います。

次に、93ページを御覧ください。

下段の就学前後の切れ目ない支援体制整備事業費605万円です。

この事業は、発達が気になる子ども等の情報を就学前後の移行期に途切れることなく確実に学校現場へつなぐため、母子保健、児童福祉、教育等の関係機関間において、一貫した切れ目ない支援体制を構築するものです。

一つ目の二重マル関係者間の情報共有に向けた連携ガイドラインの作成では、支援が必要な子どもの情報をつなぐ仕組みやポイントを整理した県版ガイドラインを作成します。

二つ目の二重マル支援者向け合同研修会の開催では、各地域の体制整備に向けた意識啓発や相談支援スキルの向上を図ります。

**藤丸障害福祉課長** 113ページをお開きください。

一番上の医療的ケア児等支援推進事業費1,640万9千円です。

この事業は、医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられる環境を整えるため、ワンストップで相談ができる体制を整備するほか、災害時等に備えた設備整備を支援するものです。

一つ目の二重マル医療的ケア児支援センターの設置では、看護師等の相談員を配置し、保護者等の相談対応や事業所への実地指導を行います。

また、三つ目の二重マル災害時等に備えた非常用発電装置等の整備では、災害等の停電時においても医療的ケア児等の生命の安全を確保するため、新年度中に全ての対象者に行き渡るよう、その購入費を助成します。

**一丸こども未来課長** 債務負担行為について説明します。

議案書の18ページをお開きください。

上から3番目の8番おいた子育てほっとクーポン活用事業ですが、期間は令和4年度から7年度までで、限度額は3,889万4千円です。

これは、クーポンの有効期限を出生から3年間としていることから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします

**末宗委員** 今、がんの死亡率が一番大きいじゃない。

私がスマホで調べたら、東芝が1回2万円程度、血液1滴で13種類のがんが発見でき、今年度内の実用化を目指すと書いていた。県も当然病気の予防を推進する部署があるはずで、予防が一番大切だし、とにかくがんは病気で一番大変だから、そういうことに対して今県はどうしているのか。血が1滴だけで99%が分かるというから、ぜひそういうのを進めていただきたい。

**藤内理事兼審議監** がん検診については、流行性、コスト、あるいは侵襲——胃カメラのように、受けることによって危害を及ぼすこともあることなど、そういう検診のメリットやデメリットをきちんと検証した上で5種類のがん——胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんについては実際に国がガイドラインを出し、それに沿って各市町村が検診を実施しています。

今提案された新しいがん検診の方法については、まだそういうガイドラインに収載されていないので、具体的に市町村が取り組む際にはまだ少し時間がかかると考えています。

もちろん、検診の有効性についてしっかり検証された上で有効だと分かれば、実際にもそれを推奨することができると思います。

**末宗委員** 検証はいいけど、13種類のうちのどれかのがんにかかっていると、99%の精度でわかるというデータが出ているわけよね。

今、それを実用化するための手段を東芝はしているわけよ。もう実証実験は終わっているわ

けよ。そういうのに対応する能力が行政に求められているけど、そこが今からしっかり検証するばかりでは、行政としての役割はあってもなくてもいいとなるよ。

ちょっとそこをそういう方向に持っていってもらいたいです。行政の仕組みをちょっと頼みます。

**藤内理事兼審議監** 今提案されたような、本当に皆さんにとって有益かもしれない検診はほかにもたくさんあります。

五つのがん以外にも、例えば、前立腺がんや甲状腺がんとか、いろんながんの検診が人間ドックで提供されています。一人一人に自分にとってメリットがあるか御判断いただいた上で、受けることができるがん検診はほかにもたくさんあって、それはちゃんと利用されています。

今、私が言った行政が関与して住民に対して公費で行う検診については、今のところまだ五つに絞られています。そこをさらに広げるかについては、しっかりとした検証がいると考えます。

**末宗委員** 私がさきほど言いたかったのは、時代の変化に対して、行政は発想が悪いということ。そういうのに費用も何も俺はかからないと思うよ。

県民のために、急いでそういうことを率先してがん患者を少なくして、一人でもどんどん助けていく方向に行かないと。検証ばかりやっつてがん患者がかなり死んでしまったのでは、福祉の役割の意味がないじゃない、そこは提案しておきます。

**平岩委員** 不妊治療に対する助成が手厚くなって、本当に該当する人たちにとってはとても喜ばしいことだと思います。私の時代にそれがもっと充実していたらどんなに私の人生は違っただろうと、私の場合は根気が続かなかったなと思います。

それは置いておいて、不妊治療に対する助成をしっかりとしていくと同時に、望まない妊娠に対する指導もしなければいけないと思います。コロナ禍で性的被害に遭って妊娠してしまう人も出ているし、いろんな状況を聞くと、そうい

う関係の中で嫌とかやめてとか、避妊ということがはっきり自分の口から言えない状況がつけられている。これはやっぱり教育の分野だと思います。自分の体はまず自分で守るという当たり前のことがきちっと教えられていかなければいけないと思います。

教育委員会と連携しなければ決してできることではないと思いますが、教育分野での性教育といったときに、今性教育をできる教師が少ないことや一時期性教育が過激だと、かなりバッティングを受けた時期があって、今は本当に性教育自体がなかなかできていません。

だから、教育と連携しなければいけないと思います。私は以前、県内所管事務調査でどこかの保健師が、性教育が一番大事だから高校生に一生懸命やるんですという話をお聞きしたことがあります。福祉の分野からもきちっとその分野が成長して、教育と協力していくことが求められるとつくづく思うので、もしお考えがあったらお聞かせください。

**一丸こども未来課長** 今、性教育について御質問をいただきました。私ども母子保健ではプレコンセプションケア——妊娠前からのケアということで、若い世代からいずれ妊娠する、女性であれば卵子がだんだん減っていくとか劣化していく、妊娠適齢期がある、避妊の方法、デートDV、彼氏が避妊してくれない場合それを拒否することができるといったことを助産師から詳しく学び、正しい知識を身に付けていただくための出前講座を、県の体育保健課と連携して実施しています。今年度は31か所で行い、約2千人が受講しています。

若い頃からしっかりと正しい知識を身に付けてもらい、望まない妊娠は避けられるようにしたいと考えています。もし万が一、望まない妊娠が起きた場合は、妊娠ヘルプセンターを県の助産師会に委託して設置しています。そちらで電話相談を受け付けているので、活用していただきたいと思います。

**馬場委員** 103ページの児童養護施設整備事業費の関係です。中津児童相談所の管轄は日田市、中津市、豊後高田市、宇佐市だと思います

が、一時保護所がなく、夜に大分の中央児童相談所まで行かなければいけない状況があったと思います。それは今度、この整備事業費で清浄園の中にできるのか分かりませんが、その一時保護所は何人ぐらい収容できるのか。

それから、ヤングケアラーの調査もされて実態が分かり、今後は周知をして子どもが相談できて、一時保護のような形でいきたいと思います。それはなかなか——僕は自分の経験で言うと、お父さんと子どもが暮らしていて、小さいときは子どもが施設に入っていて、お父さんと生活し始めてからはお父さんが朝早く行くから、子どもがずっと食事を作っていたという生徒も中学校にいました。

そうなる、そういう生徒をどうサポートするか。その下の児童家庭支援センターで具体的な支援をしていく場面が出てくると思います。

まだこれから周知してということになると思いますが、児童家庭支援センターがどういうものなのか、教えていただければと思います。

**河野こども・家庭支援課長** 今、3点ほど御質問をいただきました。

一つは、児童養護施設整備事業について清浄園の中に一時保護専用施設を設置する件ですが、委員が言われたとおり、児童養護施設清浄園の中に一時保護を専用に行う施設として整備を予定しており、定員は4人です。これにより、ほかの子どもの入所状況によらず、4人の枠であればいつでも24時間365日一時保護所として使える形で整備をします。

2点目は、ヤングケアラーに関する御質問ですが、実際に周知して相談があった場合、どのような対応をするのかですが、ヤングケアラーの状況は皆さんそれぞれで、一律の支援が効果的だとは考えていません。

まずは気付いて子どもの話を聞き、ケアをすることで何が困っているのか、後ほど御説明しますがケアをしても子どもらしい生活が失われていない子どももいます。それは子どもの成長とか成熟度とかに応じたお手伝いの範囲で考えられるものなので、そういうことをして、子どもらしい生活が損なわれている場合の

対応になると思います。

そうした場合、どれくらい誰を対象にケアをしているのか。どのような内容で、継続性はどのあたりにあるのかを周囲の支援者、大人になるとは思います。子どもの意向、家族の意向に即した細やかな対応をしていくことが必要だと考えています。

さきほど委員から御指摘のあった、例えば、子どもがずっと食事を作っているということですが、そのときに子ども自身がそういう食事の世話をすることで、宿題や部活動ができないのであれば、夕食だけでもヘルパーの利用をしようとか宅配を入れようとか、そういったサービスメニューを来年度、市町村にやっていただくと考えており、予算化を図っています。

何分、市町村の事業になるので、県としても国の補助枠を超えて県で単費の補助をしながら市町村の事業を進めていこうと考えています。

それから、3点目の児童家庭支援センターのことですが、児童家庭支援センターは児童相談所の機能を補完する地域の相談場所です。市町村よりも少し専門性が高く、児童相談所ほどの機能はないという、市町村の機能と児童相談所の機能の中間的なものです。

本来的には、児童家庭支援センターは相談を受ける場所で、大分県の児童家庭支援センターは現在県内に5か所ありますが、そのうち4か所は預かり機能を持っています。これは独自の機能で、預かり機能があることで、地域で子育て等に困っていたり、それから少し子育てを休みたい、レスパイトしたいという方が使ったり、さきほどあったように、例えばヤングケアラーで、父と子どもでずっと生活していて、少し子どもらしい時間を取り戻したいということ、そこに泊まって食事の提供を受けたりという形で、いろいろな支援に使える拠点です。

現在、大分市、別府市、中津市、これは令和2年度までに整備していましたが、3年度に佐伯市、それから3月14日に日田市にもオープンしました。

**今吉副委員長** 68ページの外国人介護人材確保対策事業費ですが、予算は去年よりも減って

います。

外国人を介護に雇うのは、受け入れるときに向こうでかなり教育を受けてきているのか、こっちで受けるとしても、介護福祉士の資格もあるでしょうから。

そういう人材育成の実績がどうかと、現実に外国人の介護はなかなか続かない話も聞いたことがあります。そこについて答弁をお願いします。

**阿部高齢者福祉課長** 外国人介護人材の育成について、大分県ではベトナムで、令和2年9月から3月まで大分県コースという研修を行い、そこで14人が修了しています。男性7人と女性7人で養成は修了しましたが、コロナの影響等があって、その後、国内である試験が受けられていないので、まだこちらに入国はできていません。

ただ、オンラインで県内の事業所とのマッチング支援も行っており、今年、現地の14人中7人がそのマッチングに参加して、県内の11事業所、登録支援機関3事業所を交えて合同説明会を行いました。

あと、必ず向こうで育成できているかについて、こちらで留学しながら育成していくものに対しては、さきほど説明でも申した新規事業として、介護福祉士を目指す外国人留学生に対して奨学金を給付する事業を今回打ち出しています。例えば、県内の養成施設に来て学ぶ方については、一人当たり36万円の3分の1として6人分を養成施設に計上しています。また、日本語学校で学ぶ方についても予算を計上しています。

あともう1点は、外国人の……

**今吉副委員長** 過去の実績はまだないということですね。

**阿部高齢者福祉課長** 実際に入ってきた方の日本語翻訳機等の助成や、集合研修等は行っています。

おっしゃるのは、養成の……

**今吉副委員長** 入ってきて、最終的に介護士の資格を取らないといけないわけでしょう。そういう人の実績はまだないということですね。

**阿部高齢者福祉課長** 実績としては……

**衛藤委員長** では、一旦確認していただいて、後ほど御答弁いただけたらと思います。

**阿部高齢者福祉課長** あと、外国人は勤め続けられているのかについて、県内で特定施設の受入れをしている施設にも話を聞きました。

非常に勤勉で、日本人がむしろ嫌がることも全然苦にせず、また、今は本国にも帰れない状況の中、全然そういうことについても弱音を吐かず一生懸命頑張っており、また、施設利用者にも非常に気に入られてやっていると話を聞いています。

今年度は、インセンティブ補助金で26施設ほど受入れのための補助金を準備しましたが、実際の受入れはほとんどできず、4施設にとどまっています。そういったところで外国人だからといって、入所の支援が日本人に比べて悪いかというと、必ずしもそうではないと認識しています。

数についてはすみません、今から調べます。

**河野こども・家庭支援課長** さきほど馬場委員から御質問のあった一時保護施設の定員で4人と申しましたが6人です。大変失礼しました。

**戸高委員** さきほど出た不妊治療の件については、国の先に行く大分県の不妊治療の施策であり、本当にお礼申し上げます。

前にも申しましたが、不妊治療の保険適用が6回目までのときに、福祉にも相談をした件です。6回目でやっと生まれてもう一人欲しいとなったときに、その方の御主人が白血病のがんで、精子の凍結保存をがんの治療を行う前にやっていた方がいました。

ただ、6回までが限度だったのでできなかったですが、その翌年から拡大していただき、その方には2人目ができて、今大きくなっている状況です。

今回も保険適用があったとはいえ、最大の配慮でここまで拡大していただいたこと、医療機関にもこういった制度が迅速に患者に伝わっている状況もお聞きし、非常に感謝しています。これは御礼だけなので、引き続きお願いしたいと思っています。

さきほどせっかくがん対策の件が出たので、子宮頸がんワクチン接種の件でお聞きします。代表質問でも出ましたが、県としてはしっかりとした情報提供を市町村に行っていくと思っています。

ただ、接種の勧奨が止まった時点で、接種の情報で得るものは副反応に関すること、マイナスと言っているのか分かりませんが、そういう情報しかなかなかメディアからは得られません。ヨーロッパや韓国もそうですし、日本もやっていますが、それに対するいろんなリスクのエビデンスであったり、有効性、安全性の問題という情報も細かく出ています。また、11月の検討会の材料になったエビデンスでしょうが、スウェーデンかどこかで行った接種後12年間の有効性の追跡調査結果も出ています。

そういった情報も、市町村担当者がしっかりと得られるように、国が市町村にアンケート調査を行っていると思うので、そういうこともしっかりと伝わるようにして、あとは自己判断としてやっていただく形を取っていただきたいと思っています。県として、有害事象に対する医療体制とか診療の相談体制は、大分大学医学部附属病院がやっていますが、それもしっかり絡んでいただきたいと思っています。

もう1点が、日本で承認されているワクチンは2価と4価、9価の3種類ですが、9価ワクチンがヨーロッパも主流になって、また、男性にも接種をすると効果があると聞いています。今、9価ワクチンが品不足ということで、9価を待っていて2価や4価が使われないジレンマも実際にあると聞いています。そういういろんな意味での情報提供も必要だと思っているので、その辺の情報に関しての市町村の反応というかそういったものがもし分かればと思います。

長くなってすみません。もう1点、重症化予防の件で、大分大学医学部附属病院に支援をするということですが、大分大学医学部附属病院がかかりつけ医に行っている支援の内容は、単に情報交換や情報提供なのか、治療法の方向性の相談なのかちょっと分かりません。それを詳しく教えていただきたい。

**池邊感染症対策課長** 子宮頸がんワクチンの件です。先日、市町村のワクチン接種担当者との情報交換会をZoomで行いました。説明をして終わりましたが、今後も定期的に行っていきます。

今、私から言えることは少ないですが、有害事象に偏るのではなく、WHOから指摘されていることでもあるし、有効であることについてもホームページだけではなく市町村と連携して情報提供をしっかりと行っていきます。

また、9価のワクチンについても認可され次第になるとは思いますが、9価もぜひ個人的にも進めていきたいと思っています。ただ、2価も4価も一番発がんリスクの高いHPVのタイプは、それだけでも6割ぐらいは予防できるので、9価を待たなくても打つべき人にはしっかり打てる体制はつくっていききたいと思っています。

今できることを情報提供しながら、希望する方にはできるだけ多くの方に打ってもらえる体制をつくっていきます。

**木内国保医療課長** 糖尿病性腎症重症化予防の専門外来のかかりつけ医の支援についてお答えします。

個別の事案についてはなかなか申し上げられませんが、仕組みとしては、かかりつけ医が専門医の診察が必要だと専門外来に紹介すると、3か月に1回、専門外来に患者が行きます。そこで、ふだんかかりつけ医ではできない専門的な診察や検査をして、その結果をかかりつけ医と共有して、薬の処方だとかそういったところを含めて指導もしています。

また、専門外来に行ったときには専門医だけではなく看護師や管理栄養士も含めて多職種のチームを組んで、生活改善まで指導するようにしているので、そういった情報も共有するようになっていきます。

なお、患者とは別に専門外来で研修等をオンラインでやったりしているので、そういったところにかかりつけ医の先生に参加していただいて、いろんな知見等を吸収していただく研修会等も行っています。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**吉村委員外議員** 1点だけ伺います。

予算概要の100ページに、児童虐待防止関連の事業があります。その中で、産前・産後母子支援事業と書かれていますが、福岡県では産前のお母さんも入所できる施設があると思います。

県と市でやっていると思いますが、虐待防止の観点からも実家に頼れない、いろんな事情がある若いお母さんたちの、お子さんを産む前からそういった施設でフォローする体制は大分県ではどうなっているのか、教えてください。

**河野こども・家庭支援課長** 産前産後事業ですが、大分県の事業でも産む前からお母さんが入所できる仕組みとなっています。

御利用いただければと思います。

**吉村委員外議員** 私は福岡県しかないと聞いていたので、しっかりと周知が必要だと感じています。よろしくお願いします。

**小嶋委員外議員** 1点だけ、89ページでさきほど説明のあった、おおい子育て応援スクラム事業費。この事業で対象とする市町村は、大分県内全域であるかをお尋ねします。

**一丸こども未来課長** 対象は、大分県内全域です。

**小嶋委員外議員** 大分市は中核市であることから、県が行う事業で大分市を対象としないところが仮にあるとすれば、例えばどういう事業があるのか。今はっきり分かるのであれば教えてください。

**一丸こども未来課長** 中核市に直接国から補助金が行くようなケース、例えば、児童手当とかについては県からは行かないようになっていますが、一般的な事業については大分市も含んだところでやっています。

**猿渡委員外議員** 虐待通報について、埼玉県は児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待について24時間365日対応の通報ダイヤルがあるということです。

児童虐待については児童相談所が24時間365日やっているとありますが、高齢者は市町村の窓口になると思います。障がい者は社協にあって、権利擁護センターになるかと思いますが、時間延長等が必要だと思います。

今、コロナ禍で心配されるので、虐待は余り大分県では増えていないという話もありますが、通報しやすい体制を充実させていくことが必要だと思いますがどうでしょうか。

**河野こども・家庭支援課長** 児童虐待については、児童相談所が24時間365日受け付けています。必要であれば対応もしています。

**藤丸障害福祉課長** 障がい者の虐待ですが、委員がおっしゃったとおり、各市町村にそれぞれ相談窓口を設けていますが、平日の開庁日が中心になっています。

**阿部高齢者福祉課長** 高齢者虐待については令和2年度ですが、施設での虐待については報告されていません。（「通報窓口」と言う者あり）通報窓口については、市町村が虐待認定することとなっており、窓口も市町村です。

**猿渡委員外議員** 障がい者も高齢者も平日の8時半から17時までだと思います。なので、夜間とか土日でも対応できるように、今後ぜひ何らかの形で窓口を開き、通報しやすい体制を要望します。お願いします。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず第1号議案について、さきほど審査した生活環境部関係部分と合わせて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、第1号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第3号議案について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第4号議案について、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案大分県福祉のまちづくり条例の一部改正についてですが、本案は関係する土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは執行部の説明を求めます。

**首藤福祉保健企画課長** 資料の1ページをお開きください。

第22号議案大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について御説明します。議案書は211ページですが、委員会資料で説明します。

1の条例の概要ですが、この条例は高齢者、障がい者を含む全ての県民が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として平成7年3月に制定しており、建築物や道路などの基準を規定しています。

2の改正の理由ですが、通称バリアフリー新法に基づき定められている高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準を定める規則及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が一部改正されたことから、これらを参酌して基準を定めている本条例を改正するものです。

3の改正の内容ですが、まず、（1）条例第23条の4、信号機関係については視覚障がい者等の安全のために設置する信号機の基準を改正します。対象区域は、市町村のバリアフリー基本構想に基づく公安委員会の計画区域内、具体的には大分駅及び鶴崎駅周辺ですが、現行では音響を発することができる信号機のみとしているところをスマートフォンなどのアプリによる音声案内でも可能とするものです。

次に、（2）条例第23条の7、県道関係についてです。

①自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路の

規定を新設します。具体的には、対象となる大分駅、別府駅周辺の県道において、これら専用道路を設ける場合に、その幅員等について規定するものです。

②歩道橋などの立体横断施設に設置されるエレベーターに関する規定を改正します。現行では、エレベーター出入口の戸にガラスをはめ込む措置により内外の様子を相互に確認できるようにしていますが、改正後はモニターに画像を表示する設備の設置でも可能とします。

③バスターミナルの規定を新設します。バスターミナルについては交通事業者が設置するケースが多いのですが、昨今、道路管理者が設置する例も出てきています。そこで、県が県道の付属物としてバスターミナルを設置する場合の通路や出入口の幅員等の基準を規定するものです。

なお、(2) 県道関係の三つの改正については、現時点では対象となる既存施設はありませんが、今後の施設整備等に備え、あらかじめ条例を改正するものです。

最後に、4の施行日については公布日としています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

なお、本案について、土木建築委員会及び文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案大分県医師研修資金貸与条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**小野医療政策課長** 資料の2ページを御覧ください。

第23号議案大分県医師研修資金貸与条例の一部改正について御説明します。議案書は218ページですが、委員会資料で説明します。

この条例は、1の条例の概要にあるように、県内の病院等において後期研修を受けている医師に対し、研修資金を貸与することにより、地域における医療提供体制の確保を図ることを目的としています。

貸与対象者は、指定医療機関又は特定診療科において後期研修を受けている医師であり、特定診療科として小児科、産婦人科を規定していましたが、2の改正の理由に記載のとおり、地域で不足している救急科専門医の確保を図るため、今回、救急科を対象に加えることとしました。

3の改正の内容ですが、特定診療科の定義に救急科を追加するとともに、貸与条件として後期研修終了後、救急医が不足している圏域の2次救急医療機関で業務を行うことを義務付けるものです。

最後に、4の施行日についてですが、本年4月1日としています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

**木内国保医療課長** 委員会資料の3ページをお

開きください。

第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部改正について御説明します。議案書では219ページですが、委員会資料で説明します。

今回改正する条例は、1の条例の概要に記載している大分県国民健康保険財政安定化基金条例及び大分県国民健康保険条例の二つです。これらの条例は、それぞれ基金の管理に関する事項、国民健康保険の運営に関する事項を定めたものです。

2の改正の理由ですが、全世代対応型の社会保障制度を構築するため健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、財政安定化基金に年度間の財政調整を行う事業が新設されたこと等によるものです。

3の改正の内容ですが、国民健康保険財政安定化基金条例については、基金の処分に財政調整事業により国保特別会計に繰り入れる場合を追加することや、基金の運用収益の予算計上を国保特別会計とし、運用収益以外の積立方法と統一するなど所要の規定整備を行うものです。

国民健康保険条例については、条例本文に引用されている省令名の改正などに伴い所要の規定の整備を行うものです。

4の施行日ですが、改正法の施行日である令和4年4月1日としています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案大分県介護福祉士等修学

資金貸与条例の廃止について執行部の説明を求めます。

**阿部高齢者福祉課長** 委員会資料の4ページを御覧ください。

第25号議案大分県介護福祉士等修学資金貸与条例の廃止について御説明します。

1の制度概要を御覧ください。本制度の目的は、将来県内で介護福祉士等として業務に従事しようとする方に対し、介護福祉士等修学資金を貸与することにより、県内における介護福祉士等の確保を図るものです。

なお、事業期間に記載のとおり、本条例により県が直営で債権管理を行ったのは平成26年度までであり、現行制度は国の要綱を根拠として、大分県社会福祉協議会を実施主体に平成27年度から実施しています。

その下の貸与金額については、条例による旧制度では社会福祉士が1年分で43万2千円に対し、現行制度は100万円であるなど、現行制度は旧制度と比べて金額等が充実しており、返還免除要件についても介護業務の従事期間が7年間から5年間と現行制度では緩和されています。

次に、2の制度活用状況についてはさきほど申し上げた現行制度の充実に伴い、旧制度の貸付人数67人に対し、現行制度では474人と多くの方に御活用いただいています。

以上から、旧制度の条例による資金貸与を受けた方の債権管理が終了したことに加え、現行の大分県社会福祉協議会を実施主体とする貸付事業が充実したことから、条例を廃止するものです。

なお、本廃止条例の施行日は、公布の日を予定しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これ

より採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について執行部の説明を求めます。

**河野こども・家庭支援課長** 委員会資料の5ページをお開きください。

第26号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、御説明します。なお、議案書は221ページですが、委員会資料で説明します。

1の改正の理由にあるように、児童福祉法に基づく省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

対象は、2の改正する条例の1から2に掲げる二つの条例で、児童福祉施設に加え、障害福祉関係の事業所が対象となります。

3の改正の内容ですが、まず1点目、乳児院等の長の資格要件の改正です。福祉現場の実務経験を重視するため、施設長の資格要件のうち、過去の従事期間を勘案するものを社会福祉事業又は児童福祉事業から相談援助業務に改正するものです。下の二重マルにあるように、資格要件の厳格化に伴い、条例施行前の従事者が引き続き施設長として従事できるよう、経過措置を設けています。

2点目は、児童福祉施設の長の入所者に対する親権行使に係る改正です。民法の一部改正により成年年齢が18歳となることから、施設長の懲戒権の行使対象に係る表記を児童等から児童に改正するものです。

3点目のその他は、社会福祉士及び介護福祉士法附則の条ズレに伴い、条例の規定を整備するものです。

4の施行日についてですが、本年4月1日としています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があ

ればお願いします

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**猿渡委員外議員** 事前に説明いただいたとき、児童福祉施設の長の関係で、福祉業務に携わっていた方が長になるように変わり、事務をしていた方ではだめだということで同感しました。児童等を20歳未満から18歳未満とする改正は、18歳になっても高校を卒業していない数か月があるし、高校卒業まで児童養護施設での入所が可能ということでもいいのか。

高校を卒業した後もいろんな支援やサポートが必要だったりすると思いますが、そのあたりの体制はどうなるのか教えてください。

**河野こども・家庭支援課長** 成年年齢が引き下がったことにより、児童養護施設の入所期間がどうなるかですが、実務的には子どもの延長はこれまでどおり行うので、この件で子どもに不利益がないようにきちんとサポートしていきます。

**猿渡委員外議員** 高校を卒業して児童養護施設を出た後も、やはり支援体制を強化しなければならないと思います。今、経済状況が不安定で雇用状況も不安定なので、その辺をぜひ強化していただく方向でお願いしたい。

**河野こども・家庭支援課長** 大分県では退所後もきちんとフォローできるよう児童アフターケアセンターを設けており、あわせて現在、国会に上程中の改正児童福祉法では、児童養護施設等を出た若者の支援については年齢制限を決めず、子どもの状況に合わせて支援することが予定されているので、ケアラーのフォローについてはこれからもしっかりとやっていきます。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願14子どもたちへの新型コロナワ

クチン接種に関して配慮を求めることについて執行部の説明を求めます。

**池邊感染症対策課長** お手元の緑色の請願文書表1ページをお開きください。

請願14子どもたちへの新型コロナワクチン接種に関して配慮を求めることについて御説明します。

県内でも、3月から各市町村において小児へのワクチン接種が進められています。小児へのワクチン接種に関して同調圧力や差別が起きないよう、国ではホームページやパンフレット等を通じて普及啓発を行っています。また、県では学校で指導を行うとともに、新聞やホームページ等で啓発するほか、新型コロナに関する各種相談に随時対応しています。

次に、小児の接種については、現時点においてオミクロン株に対するエビデンスが確定的でないことも踏まえ、努力義務の規定は適用されていません。市町村から送付される接種券とあわせて、ワクチンの効果と副反応を分かりやすく解説したリーフレットが同封されており、これらの正しい情報に基づいて、お子様と御家族でよく話し合っただけで接種の検討をお願いしています。

小児のワクチン接種は、保護者の同意がなく接種する事はありません。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

なお、本請願については、生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課にも関係するため、御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長にも御出席いただいています。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。

いかがいたしましょうか。

〔協議〕

それでは、採決についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がないので、本請願は、採択すべきものと決定しました。

次に、請願15、2022年度年金支給額引き下げ中止を求める意見書の提出について執行部の説明を求めます。

**隅田保護・監査指導室長** 請願文書表の2ページをお開きください。

請願15、2022年度年金支給額引き下げ中止を求める意見書の提出について御説明します。

公的年金制度については、国において制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保を図り、将来的に安心な年金制度を構築するため、社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化等所要の措置が講じられています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**今吉副委員長** 異議ありです。

国の制度の中でつくっている年金制度なので、なかなかその修正は国の方針に沿っていかないと難しいと思うので、異議を唱えます。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**猿渡委員外議員** 意見ですが、今、説明の中で執行部から将来的に安心な年金制度を構築と説明がありましたが、実感としてはそうではないと思います。

年々年金は下がっていて、今、物価が本当は上がっている中、今後ますます上がろうとしており、前年よりも0.4%の削減で2年連続の削減です。年金生活が厳しくなっていることは国も認めていると思います。今度、1人5千円程度給付金を支給しようかという話が出ているのは、やはり年金生活が厳しいことの現れだと思います。

年金は、健全な国民生活の維持や向上に寄与することが公的年金制度の目的であって、それに逆行していることを年金生活の方は実感しているし、介護保険料はどんどん上がるし、天引

きされた中で非常に厳しいという声は皆さん聞かれていますと思うので、ぜひ採択していただきたいと思います。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これより、本請願の取扱いについて協議します。

いかがいたしましょうか。

〔協議〕

**衛藤委員長** それでは、採決についてお諮りします。

本請願は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

**衛藤委員長** 賛成少数であります。

よって、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は陳情が1件です。

それでは、陳情37について執行部から説明をお願いします。

**池邊感染症対策課長** お手元のピンク色の陳情文書表2ページをお開きください。

陳情37コロナ感染拡大防止策について、御説明します。

内容は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が急拡大している中、コロナ対策として空気清浄機のフィルターにアニオン性界面活性剤を付けることでウイルスが不活性化し、感染拡大防止が図られるため、県がこの方法を率先して実行、情報発信し、コロナ対策空気洗浄機の作り方を広めるよう提言しているものです。

国によると、市販用の家庭用洗剤の主成分である界面活性剤は、ものに付着したウイルス対策として有効とされており、陳情者が提言するアニオン性界面活性剤もその一つです。

しかしながら、アニオン性界面活性剤を空気清浄機のフィルターに付ける方法については国から示されておらず、その有効性は判断できま

せん。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**末宗委員** 要するに有効なのか、有効ではないのか、県の見解は。

**池邊感染症対策課長** 有効かどうかの判断ができないということです。

**末宗委員** 不採択にするの。いや、議決するのか、有効かも分からんのに。（「陳情だから」と言う者あり）ああ、陳情か。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかに御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①について説明をお願いします。

**藤内理事兼審議監** お手元に新型コロナウイルス感染症の現状についてという縦の資料があると思うので、これにより現在の県内の感染状況等について説明します。

まず、世界の発生状況ですが、世界で4億人を超える感染者が出ています。世界的には5週間続けて感染者が減り続けていきましたが、ここへ来て下げ止まっています。特にヨーロッパではオミクロン株のBA.2という亜型が増え、それによる流行の再燃が起っています。

国内の発生状況ですが、既に御案内のとおりまん延防止等重点措置は3月21日で18都道府県が解除されることになりました。また、2月20日までで大分県を含む5県、3月6日までに13県の重点措置が解除されています。

県内の発生状況ですが、昨日までに2万8,530人の感染、そして残念ながら122人が亡くなっています。現在は147人が入院し、宿泊療養が377人、自宅療養が1,203人です。一時期2千人を超える方が自宅療養されていましたが、1,200人まで減ってしまし

た。

細かな感染状況については、この後の資料で詳しく紹介します。1枚おめくりください。

これは、前の週の同じ曜日と比べて感染者が増えたのか減ったのかが分かるようにしたものです。赤い字は前の週の同じ曜日より増えたもの、青い字は減ったものです。

2月11日以来、2週間続けて青字が続きました。つまり、前の週よりも減少の状況が2週間続きましたが、まん延防止等重点措置解除後2月25日から今度は逆に8日間続けて前の週を上回る状況が続きました。しかし、本日は181人の公表をします。この人数は前の週の298人よりも少ないので、14日続けて前の週を下回る状況です。

下のステージ表です。ちょっと小さくて申し訳ありません。県内の感染状況を評価するものですが、今は重症者が3人で人工呼吸器を使っています。ただ、このうちの2人はコロナの肺炎で人工呼吸器が必要になったのではなく、もともと持病があり、その持病が悪くなって人工呼吸器が必要になったと伺っています。

それから、病床使用はさきほど申した147床使っており、病床使用率は28.9%です。

感染経路不明者はこのところ、大体30%前後で推移しています。

それから、人口10万人当たりの新規感染者数は、昨日の時点で147.67ですが、これはピーク時が267.9でしたので、それから比べると半分近くまで減ってきています。

一番右側のPCR陽性率を御覧ください。13.14%ですが、これがピーク時には17%を超えていたので、これも少しずつ下がってきています。

では、次の3ページを御覧ください。

全国が上の欄で、中段が県内の新規感染者数の推移ですが、全国と同じようにピークを越えて順調に下がってきています。全国もピーク時に比べると55%、半分近くまで下がってきているし、大分県もちょうどピークに比べると55.1%まで下がっています。

では、次のページを御覧ください。

少し見づらい表で恐縮ですが、一番右側の太枠で囲んだ数字を御覧ください。

これは、前週比、前の前の週と先週の比較です。北海道から首都圏、愛知、関西圏いずれも0.8台とか0.9台の数字が並んでいます。つまり、前の週よりも減少局面にあり、全国的に現在、この第6波は減少基調にあります。

下の表が九州・沖縄・山口ですが、大分県が前の週と比べると0.82、福岡県も含め0.9前後になっています。少し気になるのが、隣の宮崎県は大分県よりもいち早く減少しましたが、ここへ来て少しリバウンドしていて1.11。つまり前の週の1.1倍増えています。これは後ほどグラフでお示します。

5ページが各都道府県の人口10万人当たりの新規感染者数を多い順に並べたもので、大分県は今35位で、この14日間続けて新規感染者が減っているので、順位も20位台から徐々に下がっています。

では、次の6ページを御覧ください。

込み入った折れ線グラフで恐縮ですが、大分県が赤いマルの実線の折れ線グラフです。ちょうど8日続けて増えたところで、一旦まん延防止等重点措置解除後、再拡大の傾向が出ましたが、それがここへ来てずっと下がってきています。

その結果、オレンジ色で示した山口県や黒で白く抜いた宮崎県ですが、この宮崎県や山口県はいち早く感染が落ち着いていましたが、この二つの県がここへ来て少し増えているので、本県をはじめ、鹿児島県とか長崎県がそれに追いつく状況になってきています。

また、広島県もまん延防止等重点措置をいち早く取って下がっていましたが、ここへ来て少し上がってきていると。全国的には減少基調にありますが、いくつかの自治体で少し増加の傾向です。

では、これから県内の感染状況を少し詳しく分析した結果を御報告します。

7ページの上のグラフですが、これは年代ごとの1週間の新規感染者数、1日平均の推移を示したものです。

オレンジ色で示した10歳未満が2月の第2週に最も多くなり、その後下がっていましたが先週3月の第2週に再び増加に転じています。それ以外の各世代は順調に下がっています。つまり、10歳未満以外は順調に減ってきています。

その下は感染経路の推移ですが、濃い青で示した家族内感染が最も多い状況が続いていますが、赤で示した幼児教育・保育施設の感染が上から4段目の2月の第2週にかなり多くなって、それから一旦減ってきています。

先週、少し大きい保育園のクラスターがあったので、またちょっと赤が増えています。それから、黄色で示した高齢者施設等も少しずつ減少してきています。

そして、オレンジ色の医療機関における感染も2月の第4週、3月の第1週と180人近い感染が認められましたが、先週は81人で、医療機関におけるクラスターもやっと落ち着いてきた状況です。

それから、灰色で示した感染経路不明者も、ここへ来て徐々に減ってきています。

では、次のページを御覧ください。

これは第6波における1週間ごとのクラスターの発生状況で、どの施設で発生したかを色で分けたものです。

オレンジ色で示した幼児教育・保育施設が2月の第2週に16件、保育園や幼稚園等でクラスターがありましたが、それも落ち着いてきています。それから、赤で示した医療機関も2月の第2週に7件ありましたが、それが先週は1件と減ってきています。そのほか福祉施設や学校、企業も1週間に4件から5件程度発生しているのが現在の状況です。

それから、8ページの下折れ線グラフは、20歳未満の乳幼児、児童生徒、学生の推移をもう少し詳しく見たものですが、中学校や高校の生徒は3月の第1週に少し増加傾向にありましたが、第2週になって減っています。その代わり乳幼児、児童が相変わらず増加傾向です。

次のページを御覧ください。

大分県は2月17日以来、幼児教育・保育施

設に対して1人でも感染者が出て、クラス内に感染が広がるおそれがある場合は、大変申し訳ないですが5日間、当該クラスの登園自粛をお願いしています。

それによって、クラスターそのものも少し減っていますが、緑色の折れ線で示した一つのクラスター当たり何人のお子さんが感染するか、その人数も順調に減っていました。それまで17人ぐらいだったのが8人まで減りましたが、先週は幼児教育・保育施設で非常に大規模な40人近い感染者が出た結果、またこの数字が上がってきています。

これは、この保育施設でもすぐに登園自粛をかけていただきましたが、どうも地域でのコロナ感染が非常に拡大していて、複数の園児が同時に感染した結果、一つのクラスではなく複数のクラスで同時期に広がったために規模が大きくなったと分析しています。

下のグラフは保育園児と家族、つまり二次感染で、家族に広がった感染者も含めて保育園由来の感染者がどう推移しているかを見ていますが、登園自粛の要請をしてからは順調に減ってきていると。先週は若干増えましたが、それでもこの要請をする前よりも低い数字にとどまっています。

こうした登園自粛の要請は、県としては十分効果が出ていると考えますが、ちょうど今日が卒園式の保育園もあるし、今週末から来週にかけて幼稚園も卒園式を迎えるので、それまでこういう対応の御協力をお願いしています。

では、次のページを御覧ください。

これは、直近3週間の5歳刻みの感染状況をお示したものです。ちょっと分かりにくいグラフになっていますが、0歳から4歳、5歳から9歳と、やはり10歳未満が直近の3週間は多いことが分かります。また、その子どもの親世代になる30代から40代前半にかけても多くなっています。

そして、このグラフで注目していただきたいのは60代から80代の高齢者がきれいにここへ来て下がっています。これはワクチンの3回目接種が高齢者は進んでおり、現在7割近い方

が3回目の接種を終えています。こうした3回目接種が進んだことにより、当該世代の感染が減ったものと評価しています。

それから、次の下のグラフは1歳ごとにどの学年のお子さんの感染が多いのかを見たものです。やはり小学校低学年や保育園児の4歳から6歳ぐらいが多いですが、注目していただきたいのは13歳から15歳で中学生の年代です。

この年代は、この3週間ずっと他の世代に比べて感染が少ない状況が続いています。中学生になれば、マスクの適切な着用や手洗いといった感染対策がしっかりできることが、他の年代と比べて感染者が少ないことにつながっていると考えます。

また、18歳をちょっと注目していただきたいのですが、18歳は2月の第4週から次の薄い黄色で3月の第1週に急に増え、3月の第2週にまた減っていますが、ちょうど3月1日前後に高校の卒業式がありました。

卒業式の後、仲の良い友達で食事をしたり、カラオケを楽しんだりといったこともあって、この年齢に感染が一時的に広がりました。それがどんどん感染拡大するか心配しましたが、次の週には落ち着いているので少しほっとしています。高校3年生にしてみると、就職や進学が決まって4月までの一番楽しい時期なので、感染対策に気を付けながら楽しんでいただければと、教育委員会からもそうした通知を出していただいています。

では、次の11ページを御覧ください。

これは、家庭内感染の感染源を調べたものです。さきほど御紹介したように、今回この家庭内感染が圧倒的に多いですが、どの年代が家庭内に感染を持ち込んでいるのかを分析したところ、やはり乳幼児が一番多く、次いで児童生徒で54%、子どもたちが家庭内に感染を持ち込んでいる状況でした。

これまでオミクロン株までは大人が子どもに感染を広げるという逆のパターンでしたが、オミクロン株は保育園や幼稚園、学校等で感染が広がり、それが家庭に広がるという構成になっています。ただ、来週以降は春休みになるので、

子どもの間での感染拡大は少し一段落すると思われれます。そういう意味では、来週以降は逆に大人の年度末の送別会等で会食の機会が増え、大人の感染が広がり、今度は大人が家庭内に感染を広げることに少し気を付けていただくことが必要と考えます。

では、次の12ページを御覧ください。

これは、市町村ごとの直近3週間の感染状況を見たものです。各自治体とも順調に下がってきています。例外的に津久見市、竹田市、豊後高田市が増えています。いずれも小学生とか中学生に感染が広がり、その家族に感染が広がる形で増えています。他の自治体においても結構増えたり減ったりと大きな変動があり、クラスターが発生すると、どうしても人口10万人当たりの新規感染者数は増えるのでクラスターが出れば増える。最近、クラスターも少しずつ落ち着いてきたので全体的に落ち着いてきています。

最後のページを御覧ください。

ワクチンの接種状況です。さきほど高齢者については7割と申しましたが、全人口に対して3回目接種を終えた方が、この表の総計の数字を見ていただくと34.2%、39万人に接種を終えています。これまでに2回接種を終えた方がその下にある89万人くらいですから、89万人のうち39万人、44%が3回目接種を終えたこととなります。

さきほども今回の感染者の減少の要因として3回目接種が進んできたことを上げましたが、今、1日に1万1千人のペースで3回目の接種が進んでいます。これが進んでいくことで、何とかこの感染の減少基調を続けられればと思っっていますが、BA.2が増えたり年度末の人の動き、あるいは送別会といった会食が増えることも注視しながら、今後見ていきたいと思えます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**平岩委員** 2点教えていただきたいのですが、私も家族も3回目を打ちました。

ファイザー、ファイザー、モデルナでしたがそれまで何ともなかったのに、3回目を打った後に発熱、悪寒、体調不良と家族みんなそうだったので、そういう傾向なのかと。

そういう話を聞きますが、ちょっと不安だったのと、外国では4回目ワクチンの話が出ていたので、それが見通しとしてどうなるのかを教えてください。

**藤内理事兼審議監** 確かに2回目に比べて3回目に副反応が出たという方もいますが、統計的には2回目と3回目、特にモデルナは接種量を減らしたことで、2回目と3回目の副反応の出現率はあまり差がないという報告もあります。私も2回目よりも3回目の方がちょっと熱が出たりしたので、人によってはそういう傾向があるのかもしれませんが、統計的にはそんなに大きな差はないと認識しています。

それから、4回目については国で接種に必要なワクチンは確保したというアナウンスがありました。実際に4回目のワクチンをどのタイミングでどういう形で打っていくのか。今回、3回目のワクチンの有効性——3回目の率が上がってきて感染が下がってきたところを見ると、あとイスラエルのように既に4回目に着手している国もあるので、そうした4回目の効果をしっかり見極め、これは県で判断することではないですが、そうした国の動きはしっかり注視し、4回目が必要になったときにタイミングよく迅速に接種できる体制はしっかり整えていきたいと考えています。

**末宗委員** 3ページで、要するに今コロナが減ってきたけど、第5波とかに比べてまだずっと多いです。緊急事態宣言とかいろいろな対策を取りよったときより多く、もう減ってきたと言うけど、要するにコロナという病気、今度は余り大したことないんじゃないか。

だから、大分県なんか一番にまん延防止をやめたじゃない。それはそれでいいか悪いかは別として、飲み屋とかがなかなか客が戻らなかったと言うんです。これは商工観光労働企業委員会で言わないといけないかも知らんけど、減らなのに解除したから補助金も出なくなったんで

す。その不満が結構多かったです。そういうところで、大分県はコロナが少ないとかと威張っているのか知らんけど、現実には不満の方が大きかった感じだったね。

それとコロナ、今度はそんなに大したことはないだろうけど、今ブラジルとかでまた新種が出てきよるじゃない。どんなので、どういう影響が出そうなのか、その辺りの見解を言ってもらいたい。

**藤内理事兼審議監** まん延防止等重点措置の解除により、飲食店には客がまだ戻っておらず、かつ協力金もなくなったのでということについては、商工観光労働部の話なので、私から回答は控えさせていただきます。（「ここが推奨したんだろう」と言う者あり）いえいえ、これは新型コロナウイルス感染症対策本部で決定したものです。

二つ目の、ブラジルで出た新しい変異株について説明します。

デルタクロンという名前と呼ばれていて、デルタ株とオミクロン株の合いの子と言うか、デルタ株の一部の遺伝子とオミクロン株の一部の遺伝子が組み合わさってできたものです。

これは、今年の12月ぐらいから世界各国でデルタ株からオミクロン株に置き換わる途中で組換えが起こってそういうのが出ていて、ぱらぱら散見されます。それがその地域で増えて新しい変異株として、今回のようにデルタ株がオミクロン株に換わってどんどん増えるということは今のところなさそうだと。

むしろ、さきほどのBA.2の方がヨーロッパで増えているし、東京でも先週の数字がとうとう30%近くまで増えてきているので、むしろBA.2が国内でも増えてきて、一旦下がってきたものがまた増えていく可能性があるかと警戒しています。

**末宗委員** ブラジルの変異株の症状はどうなの。大したことはないの。

**藤内理事兼審議監** デルタクロンの症状そのものはオミクロンとかデルタとあまり変わりはないと。もちろん数が少ないので、それについて統計的に重症度がどうだとか、感染力がどうだ

というデータはまだありません。

**衛藤委員長** 次に、②から⑤について説明をお願いします。

**小野医療政策課長** 委員会資料の6ページを御覧ください。

大分県循環器病対策推進計画について御説明します。お手元に計画本文をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

はじめに左上の第1章にあるとおり、本計画は、循環器病対策基本法に基づき策定するもので、計画期間は医療計画の終期にあわせ、令和4年度から5年度までの2年間としています。

計画の内容は、前回の委員会で御説明したとおり第3章で計画の全体目標を掲げ、この達成に向け右側の第4章個別施策にあるとおり、1循環器病予防・正しい知識の普及啓発及び2保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実の二つを柱に、取組を進めることとしています。

次に、右下のパブリックコメントの実施状況ですが、本委員会でのドクターヘリについての御意見等を計画に盛り込み、昨年12月27日から本年1月27日にかけて行いました。提出された意見は4件で、計画へ反映したものが2件、計画の推進にあたり留意すべきものとしたものが2件となっています。

お手元に配布している計画本文については、今後、公表する予定です。

**阿部高齢者福祉課長** 委員会資料の7ページを御覧ください。

介護事業者認証評価制度の創設について御説明します。

介護人材の確保は喫緊の課題であることから、このたび、おおいた働きやすくやりがいのある介護の職場認証制度を新たに創設することとしました。

本制度の1目的としては、介護職員の人材育成等に取り組む事業者を評価し、見える化することにより介護業界全体のボトムアップを図り、介護人材の確保を支援するものです。

2の取組内容としては、職員のやりがいと働きやすさが両立する職場づくりを支援し、実践

している事業者に認証を付与するものです。

3の対象者は、介護保険サービスの提供事業者で法人単位での申請となり、4の認証基準は(1)新規採用者が安心して職場環境に慣れ、仕事を身に付け、定着していくための取組があるなど四つからなっており、具体的な評価項目は基準毎に6項目、計24項目あります。

資料右上、5の認証取得までの流れについては、まず認証を希望する事業者が、①参加宣言を行い、すべての評価項目のクリアを目指し、②認証への取組を進め、県は課題別セミナーの開催等によりその取組を支援します。次に、事業者はセルフチェックにより、すべての評価項目を確認後、必要書類を添付して③認証申請を行い、県が書面と現地確認により④認証審査し⑤認証付与を行うこととなります。

6の認証取得のメリットとして、事業者においては県の認証事業者としてPRすることで人材の確保につながるほか、県補助金の採択や就職フェアの出展条件などを優遇することを予定しています。また、求職者においては人材育成等に積極的に取り組む事業者を選択しやすくなります。

最後に、7の今後のスケジュールについて、(1)参加宣言は来年度から随時受け付けますが、(2)認証申請については年2回、前期と後期に分けて受付を行い、(3)認証付与も年2回、前期受付分が10月頃、後期受付分が3月頃を予定しています。なお、来週の3月23日にオンラインによる事業説明会を開催の予定です。

また、右下のロゴマークには県内の介護事業所において、福祉がふくらむ、夢がふくらむ、希望がふくらむという想いを込めて、ふくふく認証という愛称を付けています。

今後は、この愛称により制度の普及を進めていきたいと考えています。

**中川健康づくり支援課長** 委員会資料の8ページをお開きください。

健康寿命日本一への取組について御説明します。

昨年末に国が公表した令和元年の大分県の健

康寿命は、男性が73.72歳で全国1位、女性が76.60歳で全国4位と、それぞれ大躍進を遂げました。

これは、平成28年に実施した県民健康意識行動調査で明らかになった健康課題を解決するため、さっそく同年、健康寿命日本一おおいの創造会議を立ち上げ、以来、官民を挙げて地道に取り組んできた結果が奏功したものと考えています。

まず、大分県民は総じて塩分摂り過ぎ、野菜不足、運動不足であったことから、減塩マイナス3グラム、野菜摂取350グラム、歩数プラス1,500歩を三つの鍵として、様々な施策を実施しました。また、高齢世代に対しては生涯現役社会の構築に向け、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送っていただけるよう地域の公民館等で体操などを行う通いの場の立ち上げや、介護予防に注力しました。

さらに、働く世代に対しては健康経営事業所を増やし、事業所ぐるみでの健康づくりを推進しました。こうして、世代ごとへのアプローチも変えながら各種施策に力を入れてきた健康寿命ですが、一方で課題もあります。

一つは、この健康寿命は調査年によって順位に大きな変動が起こりうること。二つは、公表までに2年のタイムラグがあり毎年の評価が困難であること。そして三つは、自覚的・主観的な申告による調査結果から算定されることもあり、取り組むべき課題の分析・評価が難しいことです。

そこで県では、健康寿命のさらなる延伸に向け、新たな客観的評価指標を設けることにしました。資料の左下にあるように、お達者度、有所見率、健診受診、生活習慣と健康行動、つながりの五つの分野で構成する計12からなる指標です。この指標は市町村ごとに数値が毎年更新され、地域ごとの強みや弱みが明確になり、より効果的な対策が講じやすくなります。さらに、来年度はその右側のおおひ、創造会議の中に実務者による健康寿命延伸アクション部会を新設し、市町村の優れた取組を横展開していこうと考えています。

今後とも、様々な施策を通じて男女とも健康寿命日本一に果敢に挑戦するので、引き続き、委員の皆様のご指導とお力添えを賜りますようお願いいたします。

**河野こども・家庭支援課長** 委員会資料の9ページを御覧ください。

ヤングケアラーに関する実態調査について、御説明します。

大分県内のヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援施策の検討を行うため、ヤングケアラーに関して初めての全県的な調査を実施しました。

2の調査概要を御覧ください。調査は三段階で行いました。まず、市町村要保護児童対策地域協議会における調査では、共同管理台帳に登載されているヤングケアラーは67件でした。

次に、先行調査として、小中学校の教員や家庭の介護事情に詳しいケアマネージャー等に対し、独自に抽出調査を行いました。その結果、県下全域で300人程度のヤングケアラーが存在するとの推計値が得られました。

次に、より詳細な実態把握のため、公私立学校の小学校5年生から高等学校3年生の児童生徒約8万人に対して悉皆調査を実施しました。学校を通じてWeb調査を実施したこともあり、回収率は全体で72%と高くなっています。また、こうした三段階調査は全国でも大分県を含め3県のみであり、全体調査として詳細に小5から高3の悉皆調査を行ったのは大分県のみとなっています。

次に、資料10ページの全体調査の主な結果①を御覧ください。調査の結果、世話をしている家族がいると回答したのは回答者全体で4.0%でした。また、資料右側にあるとおり、世話をしているためやりたいけれどできないことがあると回答したのは回答者全体で1.3%でした。中には、学校に行きたくてもいけない、進路変更を考えざるを得ない等の深刻な影響を受けている方もいました。

また、自由記載欄では、学校から帰ったらずぐに保育園に迎えに行かなければならないので休む時間がない、体温や血圧の測定、薬の準備

をしている、アルバイトをして家計を支える等の記載がありました。

次に、資料1 1ページの全体調査の主な結果②を御覧ください。具体的な世話の状況についてですが、資料左側にあるとおり、世話をしている家族がいる方の中で、自分のみで世話をしている方が14%、世話を始めた年齢は、就学前の方が5.6%でした。

また、真ん中の円グラフのとおり、世話をしている家族がいる方の中で、世話の時間が7時間以上と回答したのが平日で8.4%、休日で20%でした。

さらに、資料左下にある学校や大人に助けてほしいことや手伝ってほしいことでは、自由に使える時間が欲しいが11.6%で最も高く、自由記載欄では父親が家事や世話をしよう説得してほしい、スーパーに一人で行くことが多いので、手助けしてほしい等の記載もありました。

その右側、世話をしている家族別の世話をすることに感じているきつきでは、兄弟姉妹を世話している場合、特にきつきは感じていないと回答した者が72.4%と最も高く、父母の場合は55.6%と最も低くなっています。

次に、資料1 2ページの全体調査の主な結果③を御覧ください。ヤングケアラーの認知度は低く、聞いたことはないと回答したのは回答者全体で70.2%でした。聞いたことがある方が知ったきっかけは、テレビ、新聞、ラジオが最も高く、次いで学校でした。

最後に、資料1 3ページの考察を御覧ください。1の大分県内での支援が必要なヤングケアラーについてですが、今回の調査によって、県内に世話をしていることで困りごとを抱えている児童生徒が約1千人いることが分かりました。特に、深刻な影響が出ている児童生徒に対しては早急な対応が求められます。

次に、2の周囲の気付きについてですが、三段階の調査をしたことで、要保護児童対策地域協議会や周囲の大人が把握できていないが、家族を世話していることで困りごとを抱えている方がたくさんいることが分かりました。このこ

とは、正にヤングケアラーは周囲の大人が気付きにくいことを示していると考えます。

最後に、3のヤングケアラーの認知度については知ったきっかけが学校という回答が2番目に高く、児童生徒にとって身近な学校を通じた周知活動が有効であると考えられます。また、全体調査で悉皆調査を行ったことも認知度の向上に繋がったと考えています。なお、今回の調査結果の詳細については、県庁ホームページでも公表しています。また、居住地ごとの調査結果を各市町村に提供するとともに、学校ごとの調査結果を市町村教育委員会や私立学校に提供しています。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

**馬場委員** さきほどヤングケアラーのお尋ねをしましたが、教育、学校との連携と言うか、スクールソーシャルワーカーもいると思いますが、その辺はどのように考えられていますか。

**河野こども・家庭支援課長** 子どもに身近な学校での気付きがとても大切と考えています。調査段階でも教育委員会及び私立学校等の協力を得て実施しており、今後、対策等も一緒になってやっていきます。

県教育委員会では、来年度予算でスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制強化を図ることとしています。今回の調査結果を学校や私立学校も含めてお返ししているので、子どもの困りを受け止める体制をつくっていきたくと考えています。

また、来年度は予算概要102ページにヤングケアラー等支援体制強化事業費を組んでいますが、その中でも学校教職員に向けた研修等を来年度はWeb実施します。そのほか、市町村要対協を通じて市町村が中心となった支援を行っていくことを考えています。

**工藤審議監** 学校現場との連携は、我々福祉保健部としては欠かせないものと考えています。

ただ一方で、数年来、学校現場の先生は、いろんな調べ物に追われて土日もないという声を数年前からたくさん聞いています。

今回の調査も、学校現場、教員にかなり御負担がかかった部分もあると思いますが、今回、タブレット端末を全て生徒が持って、かなり高い回答率を得られたし、おそらく学校現場で先生方が尽力していただくエネルギーも多少なりとも軽減されていると思います。

今、せっかくタブレットを配備したので、先生の御負担を余り大きくすることなく効果的な連携を進めていくため、いろいろ相談させていただきたいと思います。

**馬場委員** 僕が学校現場との連携を考えたのは例えば、子どもの貧困対策の計画も学校プラットフォームでやりましたが、結局、具体的に子どもが、例えば、ヤングケアラーだとそこから抜け出せるか、貧困から抜け出すところとかがいろいろ全て違ってくると思います。

子どもたちが、そこから脱出できることが本当にできてほしいという思いで言わせていただきました。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありますか。

**猿渡委員外議員** 介護の現場のふくふく認証はいいことだと思いますが、どういう形で把握していくのかをお聞きます。

介護現場の方から、経営者、代表者も非常に質の問題で悩んでいるし、働いている方もいい仕事したいけど、なかなか自分自身が成長できない悩みを抱えているという声も聞きます。

それで、私は予算特別委員会で派遣型の指導が必要ではないかと言ったら、ICTについてのDXアドバイザーは派遣していくということですが、質の向上に向けての派遣も必要だと思います。

非常に閉ざされた空間で虐待とか、質の問題でいろんな不適切なケアとかがあっても職員はなかなか声をあげづらいため、現場に入っていて実際に中身を見て認証し、改善のための具体的な指導もあわせてしていくことが必要と思いますが、いかがでしょうか。

**阿部高齢者福祉課長** 今回の認証基準について

は、そちらの資料に書いているように全部で24項目、それぞれ具体的な項目があります。

例えば、今回特に大分県で力を入れているのは(1)の新規採用者、3年未満が6割離職することから新規に採用する方の環境を良くしようと、例えば新規採用者のための研修を実施している、また、育成のための担当者を決めている、あるいは面談を実施していると、そういった項目をそれぞれでセルフチェック、また、その後、申請するときには自らがそれらをクリアしたということで申請を受けるわけですが、その際に、さきほど申したように書類はもちろんですが、私どもが実際現地に行きます。

現地に行って、実際それが本当にちゃんと機能しているかも伺って判断するようにしているので、さきほど言われたような外部の者が実際に行って有効に機能する形で——この認証制度は、そういった環境、質の向上を図れるように県が後押しをするのが狙いです。

そして、業界全体のボトムアップが図れればと思っているので、そういった形で県としてもアプローチしていきます。

**猿渡委員外議員** 現場に行くということなので、あわせて指導もできる形を取っていただけるとありがたいと思います。

それと要望ですが、ヤングケアラーとか貧困の問題とかで、中学生、高校生とかはスマートフォンを持っている場合が多いと思います。

スマートフォンでいろんな制度を検索できるので、子どもたちに使える制度を検索して調べてもらうとか市役所に相談する、高校を卒業して大人になってからもそういうことで使える制度をどんどん自分で調べて使ってもらおう。

市役所にとにかく相談して、そこからまた相談先を教えてもらうことができると知らせておくことが大事だと思うので、それは要望にしておきます。

**衛藤委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定していた案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようなので、これをもって、福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで、私からお礼を申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

〔山田福祉保健部長挨拶〕

衛藤委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもって、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔福祉保健部退室〕

衛藤委員長 このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですが、本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですので、一言御挨拶申し上げます。

〔衛藤委員長挨拶〕

衛藤委員長 これをもって、福祉保健生活環境委員会を終わります。

1年間、大変お疲れ様でした。